

JICA宣言

私たちの使命

私たちは、日本と開発途上国の人々をむすぶ架け橋として、
互いの知識や経験を活かした協力をすすめ、
平和で豊かな世界の実現をめざします。

私たちの誓い

情熱をもって

世界の人々がひとりでも多く幸せに暮らせるように、
愛と使命感をもって仕事に取り組みます。

誇りをもって

国際協力のプロフェッショナルとして、
豊かな創造力と行動力をもち、内外から信頼される仕事をします。

日本人々と

国際協力をこころざす日本人の活動を支援し、
その思いを分かち合い、かたちにします。

世界の人々と

協力が必要な人々のパートナーとして、
平和の基礎を築き、社会と経済の自立・発展を支えます。

未来のために

地球環境、貧困など、国際社会が抱える課題に取り組み、
希望に満ちた明日をつくります。

表紙写真：

写真の日本人先生は、JICA が派遣した青年海外協力隊鈴木綾隊員です。鈴木隊員は、四川省凉山彝族自治州の民族中学校において音楽隊員として活動中です。写真は、鈴木隊員が、現地の山あいの村で、彝族の子供たちと一緒に撮影したものです。

改訂にあたって

本手引書の初版は、2002年6月に日中技術協力調整専門家岡田実氏（任期：2001年6月1日～2003年5月31日）により作成されました。以来中国におけるJICAルート国際協力への入門書として、また実際のプロジェクト要請のための実用書として中国官公庁、地方自治体等を中心に1000部以上が配布され広く活用されています。

初版出版より4年、現在、急速な経済成長による中国自身の変化、JICAの独立行政法人化による援助メニューや実施体制の改変などがあり、本手引書もそれらの変化に合わせて改訂する必要が出てきました。

以下の初版のコンセプトを受け継ぎ、最新のJICA協力情報を盛り込むことを目的として、今回の改訂作業を行いました。

- 1 新たなJICAルート技術協力の仕組み、手続き等を中国側関係者の立場で、特に要請する側に立って、わかりやすく解説する。
- 2 具体的な読者のターゲットは、(1) 国務院各機関における国際経済技術協力担当者、(2) 地方政府の国際経済技術協力担当者（科技庁、経貿庁等）、(3) JICAの技術協力を利用したい機関の実務担当者とする。

こうしたコンセプトを踏まえ、第1部ではJICA事業に関する経験が余りない方を対象に、まず具体的にこれまでどのようなプロジェクトが中国で行われてきたか、代表的なプロジェクト事例を紹介しますので、JICAプロジェクトのイメージを掴んでいただきたいと思います。第2部では、JICAの仕組み、日本のODAの仕組みについて、基本的な知識を整理します。中国側担当者側から見て近い順に、まずJICA中国事務所から説明し、以下JICA事業全体、日本のODA全体の順としました。第3部では、JICAルートの申請はどのように行えばいいのか、具体的に説明します。要請書類の書き方も解説しますので、執務の手引書として活用していただければと思います。

<初版「はしがき」より引用>

なお、初版と同様、本書は専門家として入手し得る資料をもとに、日中技術協力の円滑化のための参考資料として作成されたものであり、日本政府及びJICAの見解を正式に代表するものではありません。また、日本政府及びJICAの事業運営上、本書で書かれたことと異なる見解が示される場合があることをあらかじめご了解願います。

この場をお借りして、原著者の岡田実氏、改訂にあたりご指導を賜りましたJICA中国事務所、国際協力銀行（JBIC）北京代表処、国家科学技術部国際合作司、中国科学技術交流センター中日技術合作事務中心など関係各位に御礼申し上げます。

2006年4月 北京にて

中国技術協力アドバイザー専門家
難波 緑

日本の技術協力をどう利用するか？ ～JICAルート技術協力活用の手引き～ 【目次】

第1部 JICAとの協力で成功したこんな事例、あんな事例

■ 日中友好環境保全センター	1
～無償資金協力で建設したセンターで日中環境技術協力の拠点として活動～	
■ ボランティア事業（青年海外協力隊・看護師隊員）	2
～「三同主義」で草の根の相互理解促進～	
■ 四川森林造成モデルプロジェクト	2
～少数民族地区で住民と一体となって生態環境建設推進～	
■ 経済法・企業法整備プロジェクト	4
～日本の経験を生かしたハイレベルでの政策提言～	
■ 草の根案件（地域提案型、支援型、パートナー型）	4
～日中の人々の交流に根ざした国際協力～	

第2部 JICAの仕組み、日本のODAの仕組み

第1章 JICAって何？	6
第1節 中国における日中技術協力の拠点	6
～JICA中国事務所の概要～	
（1）JICA事務所の執務体制はどうなっているか？	6
（2）JICA事務所はどのような活動をしているか？	7
（3）JICA事務所と中国側機関との協力体制は？	10
（4）中国におけるJICA事業はどのような歴史を辿ってきたか？	11
第2節 政府ベース技術協力の実施機関	15
～JICAの概要～	
（1）JICAの設置された目的は何か？	15
（2）JICAはどのような事業を行っているか？	15
（3）JICAはどのような組織になっているか？	18
（4）JICAはどれくらいの事業規模で協力を行っているか？	19
第3節 中国の経済・社会発展への寄与と国際協力の促進	20
～中国におけるJICA事業の方向性～	
（1）環境問題等地球的規模の問題への対処するための協力	20
（2）改革・開放支援	22
（3）相互理解の促進	22
（4）貧困克服のための支援	22
（5）民間活動への支援	23
（6）多国間協力の推進	24

第2章 日本 <small>の</small> ODA <small>って</small> 何？	24
第1節 日本 <small>の</small> ODA <small>の</small> 全体像	24
(1) ODA <small>の</small> 定義	24
(2) ODA <small>大綱</small> とODA <small>の</small> 枠組み	24
(3) 中国 <small>から</small> 見た日本 <small>の</small> ODA	25
(4) 日本 <small>から</small> 見た対中国ODAと対中国経済協力計画	26
第2節 技術協力 <small>の</small> 仕組み	27
～人作り、政策・制度支援と日中相互理解 <small>の</small> 増進～	
(1) 技術協力プロジェクト	28
(2) 技術協力個別案件（専門家派遣、研修員受入、機材供与）	30
(3) 開発調査	31
(4) 研修員受入（集団研修）	33
(5) 研修員受入（長期研修）	34
(6) 青年招へい	35
(7) ボランティア事業（青年海外協力隊）	36
(8) ボランティア事業（シニア海外ボランティア）	37
(9) ボランティア事業（短期ボランティア派遣）	38
第3節 無償資金協力 <small>の</small> 仕組み	38
～返済義務を課さない資金 <small>の</small> 贈与～	
第4節 円借款 <small>の</small> 仕組み	39
～低利で長期 <small>の</small> 緩やかな条件による開発資金 <small>の</small> 貸付～	
第5節 NGO、地方自治体等 <small>と</small> の連携	42
～地域密着型で住民 <small>の</small> 福祉向上～	
(1) 草 <small>の</small> 根技術協力	42
(2) 現地NGO等 <small>と</small> の連携	45
(3) 草 <small>の</small> 根無償資金協力	45

第3部 JICAルートの技術協力要請はこうする

第1章 要請 <small>の</small> 仕組みとポイント	47
第1節 JICA <small>の</small> 協力実施方針 <small>と</small> の関係を検討する	47
(1) 要請案件はJICA国別事業実施計画 <small>の</small> 「開発課題」に合致するか？	47
(2) 要請案件は既存 <small>の</small> 協力プログラムに合致するか？	48
(3) 中国側 <small>の</small> 負担部分 <small>について</small> 予算手当等 <small>が</small> できるか？	49
第2節 要請 <small>の</small> タイミング <small>を</small> 検討する	51
～要望調査から年間計画 <small>の</small> 策定 <small>まで</small> のプロセス～	
(1) 要望調査 <small>とは</small> ？	51
(2) 要望調査 <small>は</small> いつ、どのような方式 <small>で</small> 行われるか？	51
(3) 要請 <small>の</small> 内容はどのようなルート <small>で</small> 検討されるか？	51
(4) 案件採択 <small>の</small> 決定と年間計画 <small>の</small> 通報 <small>は</small> どのように行われるか？	52

(5) 採択案件はどのように実施に移されるか？	52
(6) 環境社会配慮ガイドライン	53
第3節 要請書を作成する	54
～要請書の審査のポイント～	
(1) 対中国経済協力計画及びJICA国別事業実施計画との関係	54
(2) 中国の国家政策、開発計画との関係	54
(3) 開発課題に対する中国側の取組み状況と要請案件との関係	54
(4) 要請案件実施による効果（裨益者の範囲、規模）	54
(5) 案件の目標及び内容の適切さ	55
(6) 案件の実現性	55
(7) 中国側実施体制	55
(8) 日本又は他ドナーの協力案件との関係	55
第2章 要請書はこう書こう	56
第1節 技術協力プロジェクト	56
(1) 日本政府技術協力要請書（技術協力プロジェクト）の書き方	56
(2) 案件採択後の国際約束形成のための要請書の書き方	57
第2節 技術協力個別案件（専門家派遣、研修員受入、機材供与）	63
(1) 日本政府技術協力要請書（個別案件）の書き方	63
(2) 案件採択後の国際約束形成のための要請書の書き方	66
第3節 開発調査	66
第4節 研修員受入（集団研修）	67
第5節 研修員受入（長期研修）	67
第6節 ボランティア事業	67
(1) 青年海外協力隊（長期・短期）	67
(2) シニア海外ボランティア（長期・短期）	68
第7節 草の根技術協力事業	68
付録	70
1 様式集	70
2 JICA事業実績	110
3 対中国経済協力計画（概要）、ミレニアム開発目標	121

第1部 JICAとの協力で成功したこんな事例、あんな事例

*下線を付した協力スキームについては、第2部第2章を参照

■日中友好環境保全センター

～無償資金協力で建設したセンターで日中環境技術協力の拠点として活動～

中国は、80年代以降急激な経済成長を遂げましたが、工業化の進行や都市人口の膨張により、大気汚染、水質汚染、廃棄物問題、生態環境破壊等が深刻な状況にありました。また改革・開放政策の中で、行政と企業のあり方が変化し、企業における環境管理能力をいかに強化していくかという課題も浮上してきました。さらに、酸性雨の問題等は中国だけでなく、アジア全域に影響を持つ課題として、国際的な関心が高まりました。

このような課題に広く対応するため、1988年の日中平和友好条約10周年記念事業として「日中友好環境保全センター」の建設が決定されました。1990年から1995年までに無償資金協力約105億円、中国側資金6630万元の投入により建設が行われ、これと平行して技術協力プロジェクトフェーズⅠが1992年から3年間にわたって実施されました。1996年5月にセンターの開所式が行われ本格的に稼動しましたが、本格的な活動に必要となる環境モニタリング、公害防止技術、環境戦略・政策等について、1996年から5年間にわたるフェーズⅡの協力を実施しました。さらに、同センターが中国の環境保全上の重要課題の解決に指導的な役割を發揮し、またその成果を中国国内に展開することにより中国各地の環境問題の改善に寄与することを目標として、2002年から4年間の予定でフェーズⅢが開始されました。

同センターにおいては、JICAの現地国内研修スキームによる「環境情報ネットワーク技術研修」や「二酸化硫黄及び酸性雨対策技術研修」が実施され、JICAは中国全土の環境技術者の育成の支援を行っていますが、この環境情報ネットワークは日本の無償資金協力により構築されたものです。このように同センターへの協力は、無償資金協力によるセンター施設建設というハード面だけでなく、JICAの各種技術協力を総合的に組み合わせ、ソフト面においても長期的かつ大規模な協力を行っています。

こうした同センターとの協力については、JICAの環境分野協力の成功事例として高い評価を得ており、2002年8月に南アフリカ共和国で開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD)におけるワークショップにおいて、環境保全のための組織作り・人材育成の代表的JICAプロジェクトとして同センターとの協力が紹介され、日本側専門家と中国側専門家が共同で発表者として参加しました。



写真：中日友好環境保全センタービル（左）、セミナーで講演するJICA専門家（右）

■ ボランティア事業（青年海外協力隊・看護師隊員）

～「三同主義」で草の根の相互理解促進～

看護師隊員の派遣は、中国における第1回目の派遣である1986年に始まり、以来病院や看護学校に多くの日本の看護師を派遣してきました。

病院に配属された看護師隊員は、病棟で同僚看護師達と日常業務を行いながら、日々の看護で気がついた点について助言を行ったり、日本の看護について講義を開くなど、日中両国の看護交流をしながら業務を行っています。

看護学校に配属された看護師隊員は、将来看護師を目指す学生に対し、主に実習の時間において、日本での経験を活かした看護の仕方を教えています。

また、看護師隊員のグループ活動として、2年に1回開催される日中看護学会に2002年より参加しています。中国の病院で働く日本の看護師の視点からの発表は、今後の日中の看護交流において大きな意味をもつものと思われまます。

学会参加の他にも、隊員のカウンターパートも交えての日中看護学術交流会を開催するなど、配属先での個々の活動の他に、グループ活動も積極的に行っています。

青年海外協力隊は、このように日本の技術を有する情熱を持った青年を、基層レベルに派遣する協力形態です。したがって、協力の過程での人々との交流を特に重視しており、「一緒に生活し（同生活）、一緒に仕事し（同工作）、一緒に考える（同思考）」という「三同主義」を理念として、中国の人民の身近で活動しています。



写真：日中看護学術交流会においてデモンストレーションで日本の看護を紹介する看護師隊員（左）
配属先の病院で活動する看護師隊員（右）

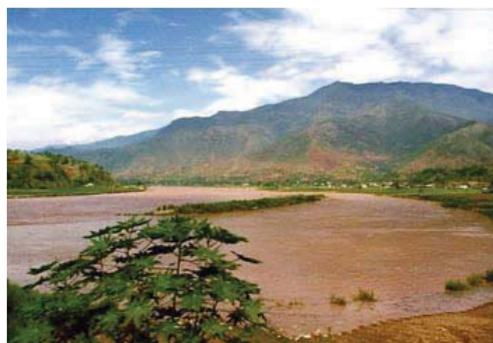
■ 四川森林造成モデルプロジェクト

～少数民族地区で住民と一体となって生態環境建設推進～

中国を代表する河川である黄河、長江（揚子江）の2大河川は、いずれも流域の森林の減少による土砂の流出が問題となっています。1998年夏の長江流域における大洪水は流域の住民に大きな被害をもたらしました。1998年11月に江沢民国家主席が訪日した際に、故小渕首相との首脳会談

の中で、長江上流における洪水対策として植林事業の重要性が改めて認識されました。

長江上流に位置する安寧河流域は、森林資源の過度の伐採と人為的な活動により森林植生の劣化と同時に水土流出が深刻化しており、頻発する洪水被害の一因となっていました。中国政府は、安寧河流域を優先的に実施する生態環境整備の重要地区に指定し、日本政府に対し安寧河流域における水土流出の減少を目的として、同流域への植林モデル地域の造成、モデル苗畑の建設、造林・育苗訓練・普及を行う技術協力プロジェクトを要請しました。



写真：生態環境破壊が進む安寧河流域

JICAはこれを受け2000年から5年間の計画で協力を開始し、5人の長期専門家が現地で活動しつつ、短期専門家の派遣、中国側技術者の訪日研修、関連機材の供与、苗畑施設の整備、中堅技術者を対象としたトレーニングコースの開催、社会調査、農民への啓蒙・普及活動を組み合わせたプロジェクトを実施しました。2006年6月で当初の協力期間を終了しましたが、プロジェクトで開発された技術を涼山州林業局の造林規定に取り入れること等を新たな指標として、2007年10月までプロジェクト期間を延長して活動を行っています。



写真：モデル地区の急斜面での植林活動（左）、地域住民と植樹際を開催。日本大使館、JICA事務所も参加（右）

プロジェクトの対象地域は涼山彝族自治州の市・県ですが、人口約400万人のうち180万人が少数民族である彝族であり、特に植林の対象となる山間地帯には彝族の貧困地域が広がっています。涼山彝族自治州市の17の県・市のうち10が国家級貧困県に指定され、年収入が1000元以下の貧困人口が169万人、衣食住の問題を解決していない年収入650元以下の貧困人口は40万人いると言われています。

少数民族が多い貧困地区において森林保全を持続的に行っていくには、生態環境保護に関して農民を啓蒙し、また生計の向上、貧困の緩和が必要となっています。こうした観点から、プロジェクトにおいて農民の生活実態を十分理解するための社会調査を実施した上で啓蒙・普及活動に重点を置いています。またJICAは保健・衛生分野や教育分野のボランティアを派遣するなど、地域の発展のための支援も併せて実施しています。

なお、同地域における森林約50万haを対象として、2000年から2002年までJICA調査団により開発調査「安寧河流域造林計画調査」が実施され、水土保持機能の向上を目的とした造林計画が策定されました。今後、技術協力プロジェクトの成果を活かし、開発調査で策定された造林計画に基づき植林事業が展開されていくことが期待されています。

■ 経済法・企業法整備プロジェクト

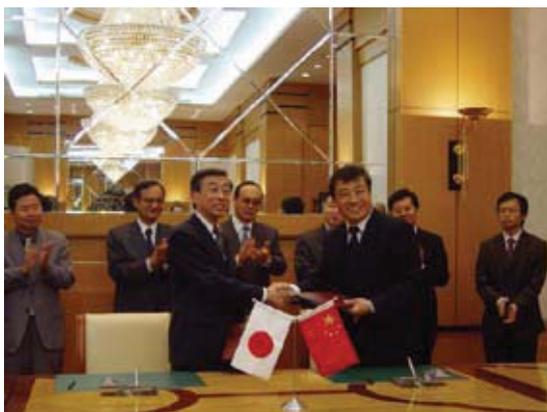
～日本の経験を生かした、法整備・人材育成支援～

中国では、改革・開放政策による市場経済化の進展に伴い、中国の実情にあった市場経済メカニズムを下支えする法令・省令・地方性法規の制定・改正作業が急務となっています。特に2001年12月にWTOへの正式加盟が発効して以降、独占禁止法の制定作業や会社法（会社法は、2005年10月成立・公布）及び投資関連法の改正作業等の国内の法制度の見直し・整備が急ピッチで進められていますが、先進諸国の知見を取り入れ、国際ルールとの調和化の進展を念頭においた透明性の高い法制度をいかに整備するかが重要な課題となっています。

日本は、これまでの経済発展の過程で経済関連法の立法、改訂、執行、運用、法曹人材の養成などの分野に多くの経験を有しています。また、欧米諸国と比較して、法文化（法体系、社会的雰囲気、慣行、言語等）が中国と類似しており、これら日本の経験と知見は、中国の法整備に参考となる点が多く、法令を執行する関連部門の人材育成に役立つものです。

2004年11月18日に日中双方が協議議事録(R/D)に調印したこの技術協力プロジェクトは、立法スケジュールに沿って行われる現地立法研究会及び訪日研修等を通じて、日本の有識者、学者、法曹実務家、政府関係者が中国側の立法・審議関係者に対し日本の法制度の紹介、意見交換等を行うものです。

このように様々な機関の関係者が参画する政府間協力ならではの特徴を生かした法整備支援が今後増えていくことも予想されます。



写真：2004年11月プロジェクトR/D署名式（左）、2005年7月研究会における議論の様子（右）

■ 草の根技術協力（地域提案型、支援型、パートナー型）

～日中の人々の交流に根差した協力活動～

① 地域提案型 ～消防行政～

瀋陽と札幌市とはもともと姉妹都市で、これまでも様々な交流が行われてきています。このよ

うな縁がきっかけとなり、消防に関する人材育成でJICA草の根事業を実施しています。都市進展の過程で欠かすことのできない「消防行政」の構築に向け、火災防御・救助技術の向上及びこれら人材育成に関する研修体制の充実を図ることを目指しています。



写真：札幌市消防局での研修の様子

② 支援型 ～浙江省・江蘇省における労働組合主導の中小企業労働安全衛生改善運動～

中国では近年の経済発展に伴い、建設、運輸、化学等の産業が発展した一方で墜落・転落、クレーンの衝突・車両事故等の労働災害が急増しています。特に中小企業における労働災害は多く、2001年の労働災害による死亡者13万人のうち、中小企業の割合は70%を占めています。

日本のNPO「財団法人 国際労働財団」は、1996年より中華全国総工会と様々な協力を実施してきましたが、上述のような状況を改善するためJICA草の根事業を浙江省・江蘇省をモデル地域として、2004年から3カ年に亙り実施することにしました。日本から派遣される専門家による指導などを通して、中国側の管理者やトレーナー人材の養成を行い、主に中小企業で働く労働者が労働安全衛生に関する認識を高め、現場レベルでの労働安全衛生活動を継続実施できるようになることを通して、労働災害や職業性疾病を減少させ、労働者及びその家族の生活の質的向上を図ることを目指しています。



写真：POSITIVE (Participation Oriented Safety Improvements by Trade Union Initiative) フォローアップセミナー

③ パートナー型 ～中国黄土高原における森林再生事業～

日本のNGO「緑の地球ネットワーク」と大同市総工会（労働組合）「綠色地球網絡大同事務所」は、長年共同して黄土丘陵地帯の緑化に努め、顕著な成果を収めてきましたが、2004年夏から3年間、その一部にJICA草の根技術協力のシステムを取り入れることにしました。JICA草の根事業では、グリーンベルト、小学校属果樹園、落葉広葉樹の育苗、栽植、管理の方法の確立、育苗センター建設などの活動を集中的に行います。



写真：現地の小学生と一緒に植樹を行う日本人ボランティア（左）、植樹後の様子（右）

第2部 JICAの仕組み、日本のODAの仕組み

第1部ではJICAルートによる日中協力の実例について紹介しましたが、第2部では、こうした案件を実施しているJICAとはどんな機関か、さらに日本のODA全体の仕組みについて詳しく見てみましょう。

第1章 JICAって何？

第1節 中国における日中技術協力の拠点 ～JICA中国事務所の概要～

1981年12月に行われた中国政府国家科学技術委員会（現国家科学技術部。国務院より権限を授権。）と在中国日本大使館の口上書交換により、JICA中国事務所設立に関する両政府間の合意が確認され、1982年3月にJICA中国事務所が北京に正式に設立されました。

以後、2006年で25年の節目を迎えますが、その間JICA中国事務所は、中国における日中技術協力の拠点として着実に発展してきました¹。

(1) JICA中国事務所の執務体制はどうなっているか？

JICA中国事務所は、日本から派遣されている常駐の日本人スタッフと、中国人スタッフで構成されています。2006年1月現在、日本人スタッフは19名で、内訳は所長、副所長3、所長助理8、企画調査員2、ボランティア調整員4、健康管理員1となっています。

JICA中国事務所は、北京市朝陽区の三環路沿いにある北京発展大廈の11階にあり、9時から17時までが勤務時間となっています。日本人スタッフ、中国人スタッフの業務は、以下に述べるように実施中プロジェクトの中国側機関、日本人専門家、ボランティア、各種調査団等との連絡調整等の実施運営管理や、技術協力の方針や今後実施する案件等を検討するための中国政府機関や日本大使館との協議、他の援助機関との情報交換等多岐に渡る仕事を行っており、プロジェクトサイトへの出張も含め、多忙な毎日を送っています。



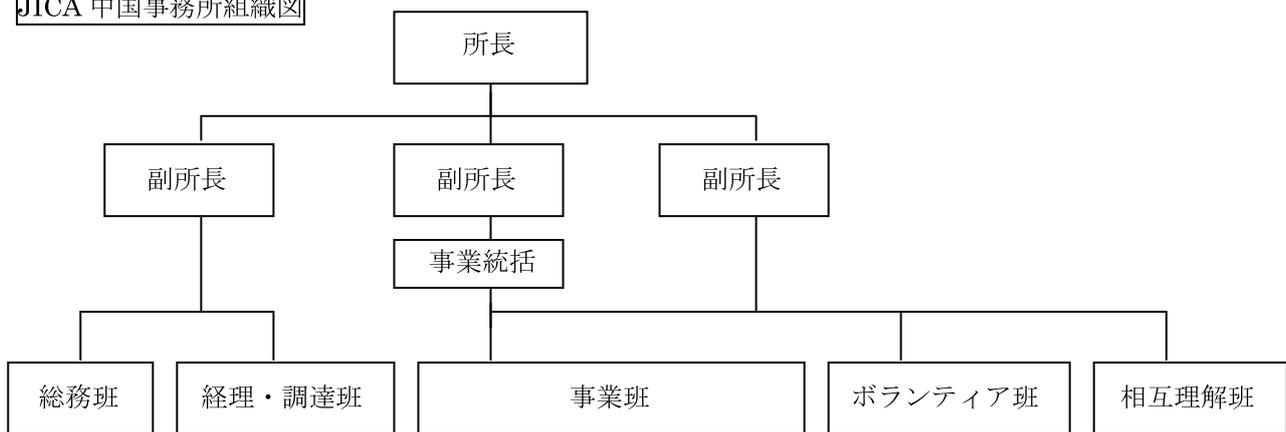
熱烈歓迎！JICA中国事務所の執務の様子

スタッフの担当業務は大きく

- ① プロジェクト、研修員等の技術協力／無償資金協力案件の業務担当
 - ② 青年海外協力隊等ボランティア担当
 - ③ 総務、経理・調達、企画等事務所全体の管理を行う担当
- の3つに区分できます。

¹ JICA中国事務所のホームページアドレスは<http://www.jica.go.jp/china/index.html>

JICA 中国事務所組織図



<出所：筆者作成>

(2) JICA事務所はどのような活動をしているか？

JICA中国事務所が行っている活動は多岐に渡りますが、概ね以下のように区分できます。

①「現場主義」方針に基づき、「在外主管」プロジェクトを実施する

ODA大綱（2003年8月閣議決定）では、「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」を謳っています。2004年3月、緒方貞子新理事長は「現場主義」「人間の安全保障重視の事業」、「効果・効率性と迅速性」を3本柱とする「JICA改革プラン」を発表しました。

JICA現地ネットワークの中での「現場主義」とは、主に現場の目や現場のリソースを活かし、開発途上国の多様化するニーズに的確かつ迅速に対応するために不可欠な「在外主管」システムのことを表しています。

「在外主管」とは技術協力プロジェクトを、主にJICA在外事務所が担当することを意味しており、かつて東京のJICA本部にあったプロジェクト実施等に関わる決定権の多くが、在外事務所に移管され、現場に最も近いところで、これまでより更に効果的効率的な実施運営を担うこととなった状況を表しています。

JICA中国事務所は、この「在外主管」システムを導入して、日本大使館に設置された現地ODAタスクと協調しつつ、技術協力プロジェクトの発掘・形成のための情報収集、調査、から企画・立案、中国国内および日本側関係機関、他のドナー等との調整、プロジェクトの実施、運営、モニタリング、評価、終了後のフォローアップまで一連の過程を包括的に担います。

このシステムは、まだ全てのプロジェクトで適用されているわけではありませんが、今後引き続きこの方針が堅持、拡大していくことが予測されます。

②技術協力に係る調査、関係機関との連絡調整を行い、技術協力を実施する

「在外主管」案件以外の案件について、技術協力を実施する可能性を検討するため、中国側からの要請を踏まえ、あるいは正式要請が提出される前に、関係機関と連絡を取り、現地を視察しつつ要請の背景、実施機関の概要、協力内容の詳細を状況に応じ調査します。

また、実施について正式な二国間の合意（国際約束）が外交ルートで形成された後、JICA本部

が直接行う事務（例えば日本人専門家派遣、機材の日本からの輸出）以外について、技術協力の実施の事務を行い（例えば供与機材については、中国で調達する場合、JICA中国事務所が調達契約を行います。）、またJICAを代表して中国側機関との協議・調整を行い、必要に応じ合意文書に署名します。



写真：プロジェクトR/D署名式に出席したJICA事務所長（左）、牧畜民定住現場調査をする所員（右）

③研修員の赴日前オリエンテーション、帰国後のアフタケアを行う

日本で実施される集団研修コースに参加する研修員等、赴日予定の研修員（現在毎年約1,200人程度）に対し、事前のオリエンテーションや各種手続きを行います。また、帰国研修員のアフターケア（例えば研修成果の活用に関する追跡調査、関係のセミナー開催等）を行っています。



写真：オリエンテーションの様子

④派遣専門家、調査団等の支援及び管理を行う

2004年度の実績では日本人専門家は360名、調査団員は349名派遣されています。こうした専門家、調査団員が中国で円滑に活動できるよう、入国手続きから帰国まで、中国側受入れ機関と連携して支援し、また管理を行っています。

⑤技術協力等の業務の評価、終了案件の状況の把握・分析、対策を行う

個々の協力案件の妥当性、インパクト、自立発展性等の検証を通じ、必要に応じてフォローアップを行うとともに、評価から得られた教訓や提言を案件の計画、立案、実施にフィードバックし、事業の改善を図ることを目的として、様々な形で評価を行っています。

形態としては、事前評価、中間評価、終了時評価、事後評価等プロジェクトサイクルに応じた評価を行うと同時に、協力終了後一定期間を経過した案件について、現状の把握を目的とした事後現況調査を実施しています。

⑥無償資金協力促進業務に係る調査、連絡等を行う

無償資金協力に係る二国間の交換公文（E/N）の署名がなされた後の「実施促進業務」はJICAが担当しています。無償資金協力は、中国政府と日本のコンサルタント及び業者との契約により実施されますが、この契約の締結に関する調査、あっせん、連絡等事業の円滑かつ適切な実施を

促進するための業務を「実施促進業務」としており、JICA中国事務所は中国における「実施促進業務」を行っています。



写真：無償資金協力で建設された中日友好医院（左）と障害者リハビリテーションセンター（右）

⑦JICAボランティアの派遣に係る調査、関係機関との連絡調整、活動の支援、指導及び管理を行う
1985年10月に行われた中国政府国家科学技術委員会（現国家科学技術部。国務院より権限を授権。）曾副主任と日本政府中江特命全権大使の交換公文（E/N）により、青年海外協力隊派遣取極が締結され、2004年度までの累計で570名の隊員が中国の各地でボランティア活動を行い、両国国民の相互理解の増進に貢献しています。また、開発途上国での技術支援活動に関心を持つ中高年層を対象としたシニア海外ボランティアも、2003年度開始以来2004年度までに7名が派遣されています。

JICA中国事務所は、このようなボランティア活動の受け入れ可能性の調査、受入れ先との連絡調整を行い、また派遣されたボランティアの活動を支援しつつ、指導と管理を行っています。



写真：公衆衛生青年ボランティア（左）と声楽指導を行うシニアボランティア（右）

⑧国際緊急援助を行う

国際緊急援助事業は、中国において大規模な災害（地震、洪水、旱魃等の大規模な自然災害や、ビル倒壊、石油流出等の事故災害。紛争に起因する災害は含まない。）が発生した場合に、中国政府又は国際機関からの要請に応じて国際緊急援助隊の派遣や緊急援助物資を供与します。これまで、洪水や地震等の災害に対し、緊急援助物資を供与した実績があり、JICA中国事務所は、中国政府関係部門と連絡調整してこうした緊急援助物資を円滑に中国側に引き渡すための事務を行っています。

⑨広報を行う

JICA事業を広く中国国民にも知ってもらい、正しい理解を広範な支持を得られるよう、各種広報に力を入れています。例えばプロジェクトの開始時の署名式や、無償資金協力プロジェクトの引渡し式等の機会を捉え、中国側マスコミ、日本側マスコミに対し、情報を提供するとともに、取材活動に協力しています。

(3) JICA中国事務所と中国側機関との協力体制は？

①技術協力の窓口は科学技術部、無償資金協力は商務部

JICAルートの協力は中国政府を通じ行うことを原則としています。日本政府の技術協力が開始された際の中国政府内の決定により、窓口機関は国家科学技術委員会となったことから、現在、科技部（国際合作司亜非処）が窓口機関となっています。

無償資金協力が開始された際、他のドナーの無償援助と同様、対外経済貿易部（当時。現在商務部）が窓口となりました。なお、他の主要ドナーの無償援助は技術協力も含んでおり、現在商務部が窓口となっています（技術協力と無償資金協力の中国政府窓口が分かれているのは主要ドナーとしては日本のみ。）。

他方、JICAの担当ではありませんが（国際協力銀行JBICが実施機関）、日本のODAの主要な形態の一つである有償資金協力（いわゆる円借款）については、1998年に対外貿易経済合作部から財政部に窓口が移管されました。ただし、案件の決定については、従前の通り国家发展改革委員会との協議事項となっています。

以上を整理すると次のようになります。

協力形態	日本側実施機関	中国側窓口機関	留意事項
技術協力	国際協力機構 (JICA)	科技部 国際合作司	口上書交換に基づく。
無償資金協力	外務省 (実施促進はJICA)	商務部 国際経貿関係司	交換公文（E/N）に基づく。事前の調査、実施促進業務はJICAが担当。
有償資金協力 (円借款)	国際協力銀行 (JBIC)	財政部 金融司	交換公文（E/N）に基づく。国計委との協議必要。

<出所：原著者作成>

②窓口機関の果たす機能

こうした窓口機関は、日本との協力を計画・実施していく上で、非常に重要な役割を果たしています。以下技術協力に関する重要な機能を挙げると次の通りです。

- 中国政府を代表して、日本政府及びJICAと技術協力受け入れに関する政策対話、又は重要な実務に関する協議を行い、技術協力の全体フレームワークについて合意する。
- 日本政府が行う技術協力に関する中国側の要望に関する調査に関し、中国政府国務院各機関、地方政府等の要望を取り纏め、優先度の高い案件について中国政府を代表して日本政府に提案する。
- 国務院の授権を受けて、技術協力実施に関する国際約束（技術協力の受け入れ条件の規定を含む）を日本大使館との間で形成する。
- 技術協力実施上発生する様々な問題点について、内容に応じ日本側と協議するとともに、中国側機関を指導する。

③国務院各機関、地方政府等との協力体制

他方、協力の具体的な内容については、当該分野を所管する国務院各機関、地方政府担当部局等が最も詳しく、直接これら担当部局等と意見交換、打合せを実施することが重要です。

JICA中国事務所は、窓口機関を通じた情報収集、調整に加え、状況に応じ直接担当部局等と対話を行うことを重視しています。特に対中国経済協力計画の重点課題に関しては、当該課題について取り組んでいる部局とも対話を行った上で、案件の共同形成を行っていくことが望ましいと考えています。

ただし、上記の場合においても、形成された案件は、中国側実施機関から最終的に窓口機関である科技部に申請される必要があります。科技部の審査後、中国政府が日本側に要請する案件とするか決定されますので、中国国内で必要な手続きに留意する必要があります。

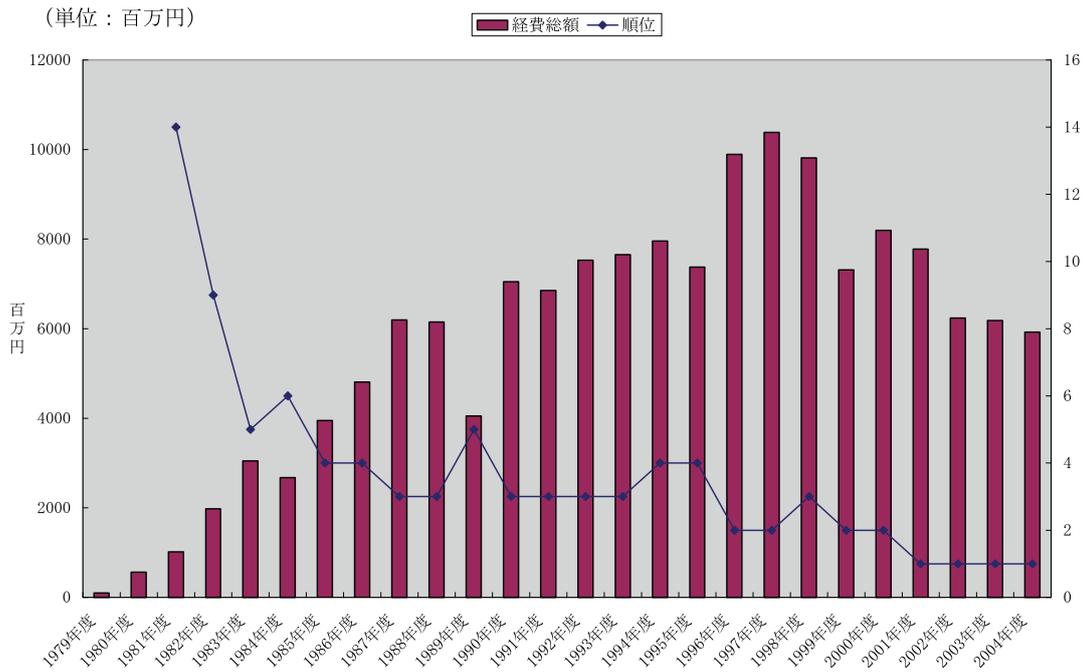
(4) 中国におけるJICA事業はどのような歴史を辿ってきたか？

① JICA技術協力の量的推移

JICAルートでの技術協力は1979年から開始されましたが、経費総額の面から見ると、JICA事務所の設立交渉が行われていた81年度が約10億円、JICA事務所が正式に開設された82年度の約20億円規模から急速に伸張し、88年度には約60億円強に達しています。またこの間、JICAの協力対象国としてインドネシア、タイに次ぐ第3位の規模となりました。

その後、89年度の実績は約40億円まで落ち込みましたが、90年度以降は再び成長基調となっており、97年度には初めて100億円の大台を記録しました。その後日本のODA予算の縮減等の効果もあり、2004年は約60億円に留まりましたが、近年中国はJICAの協力対象国としてはタイ、インドネシアを抜き第1位の規模を保っています。

対中国 JICA ルート技術協力の経費推移



< 出所：国際協力機構年報各年版に基づき筆者作成 >

② 時期的区分別の協力内容の変化²

■ 開始と揺籃期 (79～83年)

78年12月の中国共産党第11期3中全会からの改革開放政策の展開に伴い、79年度から中国鉄道近代化への協力によりJICAルートの技術協力がスタートしました。この時期、鉄道分野における訪日研修、専門家派遣による中国鉄道近代化協力に加え、鉄道、港湾、水力発電等円借款と連携した「開発調査」が実施され、近代化に必要なインフラ整備への協力を開始しました。

また日中協力のシンボリックな存在である中日友好病院建設が日本の無償資金協力により開始され、新病院の開業に向け、医者、看護婦等の医療技術者の人材育成への技術協力が大規模に行われました。中日友好病院においては専門家、研修員、機材供与を組み合わせた「プロジェクト方式技術協力」が実施されましたが、人口・家族計画、企業管理研修センター等においても同様の方式が導入されています。

さらに、中国産業の近代化への協力として、「開発調査」事業の一環として「中国工場近代化計画」が開始され、その後20年間近く多くの企業の工場改造診断への協力を行いました。当時当該事業を担当した国家経済委員会において、現在の朱鎔基総理が技術改造司長、その後副主任として深く関わっていました。

■ 第一次発展期 (84～90年)

この時期、技術協力は金額的にも順調に拡大するとともに、JICAの有するほぼ全ての協力方式が導入されました。例えば青年海外協力隊事業（技術を有する青年ボランティアの派遣）に関する両国間の派遣取極が85年10月に政府間で締結され86年から派遣が開始された他、日中青年の交

² 時代区分については、初代JICA中国事務所長である八島継男氏論文「わが国の対中国経済・技術協力の歴史と展望」を参考にした。

流により21世紀に向けた日中両国間の友好親善関係の強化を図ることを目的とした青年招聘事業も開始されています。

「プロジェクト方式技術協力」については、三江平原農業総合試験場、肉類食品総合研究センター、上海水産加工技術開発センター、北京蔬菜センター等の農林水産分野、北京郵電訓練センター、鉄道管理学院、道路交通管理幹部訓練センター等社会インフラ分野、非鉄金属鋳業試験センター、燕山樹脂応用研究所等の鋳工業分野、肢体障害者リハビリテーションセンター、中日医学教育センター等保健医療分野等の各分野で協力が開始されました。

「開発調査」については、鉄道、港湾、道路等の基礎インフラ分野の他、上海市大気汚染対策調査、天津市地下水資源開発計画等環境対策や水資源開発分野への協力が開始されました。また、地域全体の総合開発マスタープランを策定する地域総合開発調査が、中国において初めて海南島において実施されました。

こうした協力の拡大は89年から90年まで一時的に停滞することになりました。

■第二次発展期（91～95年）

91年以降、再び技術協力が順調に拡大し、鄧小平の南巡講話の発表に伴う急速な経済発展と相俟って、新たな日中技術協力の発展期を迎えました。

他方、日本側においては、政府開発援助（ODA）大綱が92年6月に発表され、また経済協力の方針が対外的に示されるとともに、JICAにおいて設置されていた中国国別援助研究会（座長大来佐武郎外務省顧問）の最終報告書が91年12月に発表されました。これらを踏まえた経済協力総合調査団（大来ミッション）と中国政府との対話が行われ、協力の基本的方針の確認が行われました。なお、同研究会の提言における重点分野としては「経済改革・経済開発の推進」「バランスのとれた経済発展の促進」「持続可能な開発の実現」「日中文化交流の促進」の4点が挙げられています。

こうした基本方針を踏まえ、この時期環境保護分野での協力が急速に拡大されました。「プロジェクト方式技術協力」については、無償資金協力と連携して日中友好環境保全センターへの協力が開始された他、大連省エネルギーセンター、水汚染・廃水資源化研究センター、寧夏森林保護研究計画、湖北省林木育種計画への協力が実施され、「開発調査」では鄱陽湖水質保護対策計画、徳興銅鋁山鋁廃水処理計画、柳州市大気汚染対策計画調査及び広域酸性雨降下物モニタリング調査、太湖水環境管理計画、岷江成都地区総合水環境総合管理計画、瀛江水環境総合管理計画が実施されました。

また、拡大する地域間格差の是正を支援するため、内陸部の貧困地区を対象とした案件が拡大されました。「プロジェクト方式技術協力」については、ポリオ対策、河南省黄河沿岸稲麦研究計画、内モン古乳製品加工技術向上計画、河北省飼料作物生産利用技術向上計画を、「開発調査」については、江西省九江市総合開発計画、寧夏石炭資源開発利用計画を実施しました。

さらに、新たに進展する改革開放政策を支援する一環として、住宅新技術・人材育成センターへの技術協力、円借款と連携した上海浦東国際空港建設に係る開発調査を実施しました。

■転換期（96～2000年）

この時期、中国経済はさらに急速な発展を遂げた一方、沿海部と内陸部の地域間格差、都市と

農村部の格差等の拡大、都市・農村部の環境汚染、生態環境破壊等が課題となりました。また、中国政府は計画経済から社会主義市場経済への転換、国家のマクロ調整能力の向上に重点を置き、行政改革、金融改革、国有企業改革の3大改革を推進しました。

他方、この時期日本側の財政悪化等の背景から政府開発援助（ODA）全体の見直しがなされる中、JICAにおいて設置されていた第二次中国国別援助研究会の最終報告書が99年2月に発表されました。同研究会の提言における重点分野としては「貧困・地域間格差の解消」「環境保全」「農業開発・食糧供給」「制度化された市場経済の構築」の4点が挙げられています。

この時期の新たな傾向としては、市場経済化や国土の均衡発展のための政策・制度支援型協力が開始された点があります。例えば、「開発調査」により住宅金融制度改革支援調査や郷村都市化総合開発計画、モデル都市中小企業振興計画を実施した他、税務行政、証券管理を支援するための研修、専門家派遣等が開始されました。

また引き続き環境保護分野で多くの協力がされました。「プロジェクト方式技術協力」については、日中友好環境保全センターへの協力が継続された他、石油化学工業廃ガス処理技術、石炭工業環境保護保安研修センター、四川省森林造成モデル計画への協力が実施され、「開発調査」では、大連市環境モデル地区整備計画、貴州省猫跳河流域環境総合対策調査、珠江口海域環境モニタリング整備計画、四川省安寧河流域造林計画が実施されました。

さらに、内陸部の貧困地区を対象とした案件も数多くされました。「プロジェクト方式技術協力」については、湖北省江漢平原四湖湛水地域総合開発計画、農業技術普及システム強化計画、安徽省プライマリーヘルスケア技術訓練センター、予防接種事業強化を、「開発調査」については、内モンゴル自治区トクト県地下水開発計画、陝西省安塞県山間地区農業総合開発計画、河北省太行山農業総合開発調査、黄河沿岸農漁業総合開発計画、チベット羊八井地熱資源開発計画が実施されました。

■成熟期（2001年～）

中国において2001年3月に第10次5ヵ年計画が策定され、「改革開放」「科学技術の進歩」「国民の生活向上」「経済と社会のバランスのとれた発展」を堅持していく基本方針が示されました。

日本側においては、2001年10月に今後の中国への協力方針を包括的に示した「対中国経済協力計画」が策定され、その中で援助重点分野を以下の6項目とし、汚染や破壊が深刻になっている環境や生態系の保全、内陸部の生活向上や社会開発、人材育成、制度作り、技術移転などを中心とするソフト分野の協力をより重視し、また日中間の相互理解の促進に資するよう一層努力することとしました。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 環境問題など地球的規模の問題に対処するための協力2) 改革・開放支援3) 相互理解の促進4) 貧困克服のための支援5) 民間活動への支援6) 多国間協力の推進 |
|---|

2003年10月日本政府は、自助努力支援、人間の安全保障の視点、公平性、日本の経験と知見の活用、国際社会における連携と協調を基本方針とする新たなODA大綱を制定し、グローバル化する世界におけるODAの理念、重点分野や地域、方法を明確に打ち出しました。

2006年3月には、第11次五カ年計画が採択され中国もあらたな発展の局面を迎えます。日中両国関係は政治、経済、市民間の交流など多様な様相を見せており、その中でJICAルート技術協力の果たす役割と存在感はますます大きくなっていくことが予測されます。

第2節 政府ベース技術協力の実施機関 ～JICAの概要～

第1節ではJICA中国事務所の活動、JICAの中国での協力の歴史等について概説しましたが、本節において、JICA事業全体がどうなっているかについて概観します。

(1) JICAの設置された目的は何か？

JICAは1974年8月1日国際協力事業団法に基づき設立され、2003年10月1日独立行政法人通則法および独立行政法人国際協力機構法の下で独立行政法人としての新たな一步を踏み出しました。

「独立行政法人」とは、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人（独立行政法人通則法第二条第一項）」のことで、JICAの主務大臣は外務大臣と定められています。国際協力機構法の第3条には設置の目的について以下のように規定されており、技術協力等の実施による開発途上地域の経済および社会の発展または復興への寄与、国際協力促進を目的とすることが示されています。

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

なお、JICAは海外技術協力事業団（1962年設立）、海外移住事業団（1963年設立）が統合され設立されており、技術協力については海外技術協力事業団の業務を引き継いでいます³。

(2) JICAはどのような事業を行っているか？

JICAはこれまで開発途上国のニーズに対し、様々な援助方式を駆使して対応してきましたが、

3 なお、日本の技術協力開始はコロンボ・プランの加盟に遡ります。1950年、セイロン（現スリランカ）の首都コロンボで開催された英連邦外相会議の結果、アジア諸国の貧困からの解放を旗印としたコロンボ・プランが翌1951年1月に発足しました。このコロンボ・プランは、食糧の生産増強のための技術援助及び各種基本産業を振興するための資本財の供与を通してアジア諸国の生活水準を向上させることを目的とした国際機構で、アジアを中心に開発途上国支援を積極的に推進していくこととなりました。1954年、日本はコロンボ・プラン加盟によって政府ベースの技術協力を本格的に開始することとなりました。

より協力の成果を重視し、効率的・効果的な協力を行うため、2004年10月以下の3つの柱を中心とする「JICA改革プラン」を発表しました。

- ・ 第一に、開発途上国のニーズに的確にかつ迅速に応えられるよう、現場の声、現場の目を大切にすること
- ・ 第二に「人間の安全保障」の視点を取り入れて活動すること
- ・ 第三に、独立行政法人として、事業の効果・効率性をいっそう高めていくこと

「人間の安全保障」とは、どのような概念でしょうか。緒方貞子（現JICA理事長）、アマルティア・セン（ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジ学長）両氏を共同議長とする「人間の安全保障委員会」が作成した報告書では、「人間の安全保障」を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と説明しています。日本政府は、2003年8月に閣議決定された新ODA大綱で、この「人間の安全保障」の視点を取り入れたODAの実施をうたいました。さらに、2005年2月に策定された新しいODA中期政策では、「人間の安全保障」を「一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である」と定め、開発援助全体にわたってふまえるべき視点として位置づけました。この考え方に基づきJICAが事業を実施する際に要点とするポイントは以下の通りです。

「人間の安全保障」7つの視点（出所：JICAホームページ）	
視点(1)	人々を中心にすえた、人々に確実に届く援助
視点(2)	人々を援助の対象としてのみならず、将来の「開発の担い手」としてとらえ、そのために人々の能力強化（エンパワーメント）を重視する援助
視点(3)	社会的に弱い立場にある人々、「生命」「生活」「人間の尊厳」が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々に確実に届くことを重視する援助
視点(4)	「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」の双方を視野に入れた援助
視点(5)	人々の抱える問題を中心にすえ、問題の構造を分析したうえで、その問題解決のために、さまざまな専門的知見を組み合わせる総合的に取り組む援助
視点(6)	政府（中央政府と地方政府）のレベルと地域社会や人々のレベルの双方にアプローチし、相手国や地域社会の持続的発展に役立つ援助
視点(7)	途上国のさまざまなアクター（援助関係者：ボランティアを含む）、ほかの援助機関、NGOなどとの連携を通じて、より大きなインパクトをめざす援助

以下、主要な協力方式について見てみます（但し中国で実施されていない協力方式を除きます）。なお、各協力形態の詳細は第2章第2節を参照してください。

①技術協力プロジェクト

JICAの技術協力事業の大きな構成要素として、

- ・ 相手国側技術者／行政官等人員の研修（日本での研修、相手国内での研修を含む）
- ・ 日本側専門家の相手国への派遣
- ・ 技術協力関連機材の供与

の3つがありますが、これらを組み合わせて、次の定義に該当するものを「技術協力プロジェクト」として実施しています。

一定の成果を一定の期限内に達成することを目的として、あらかじめ合意した協力計画（原則として**Project Design Matrix**を作成する）に基づき、一体的に実施、運営される技術協力事業。なお、期間内に期待する成果とそれを実現するための活動及び投入の因果関係は、明確かつ論理的である。

②技術協力個別案件（専門家派遣、研修員受入、機材供与）

「一定の成果を一定の期限内に達成することを目的として、あらかじめ合意した協力計画に基づき、一体的に実施、運営される」技術協力プロジェクトのカテゴリーに入りませんが、個別の要請に応じ、専門家派遣、研修員受入、機材供与を行う形態の事業です。

専門家派遣では政策助言型専門家、技術協力調整専門家、研修員では高級研修員、機材供与では国際機関との連携として行う医療特別機材供与等がこれに該当します。

③開発調査

電力、港湾、道路、交通等基礎インフラ開発、農業開発、水資源開発等、開発途上国の社会・経済発展に重要な役割を持つ公共的な開発計画、大気、水質、廃棄物等環境保全計画の作成のための調査団を派遣する形態の事業です。最近では、金融セクター改革、中小企業振興等の政策・制度づくりを支援するための開発調査も実施しています。

④研修員受入（集団研修）

開発途上国が共通に抱える開発問題をテーマにして設定された研修プログラムを複数の研修員に対して実施する形態の事業です。

⑤研修員受入（長期研修）

将来政策立案に関わる人材の育成に主眼を置き、日本の大学等において修士又は博士課程の学位の取得を目的とする形態の事業です。分野としては、法制度整備、市場経済化支援等知的支援分野、若しくは地球温暖化、自然環境保護、エイズ対策等長期的なフォロー・共同研究が必要な分野を主な対象としています。

⑥青年招へい

友好の礎となる青年の交流のため、相手国の青年を約3週間日本に招き、日本の一般市民、特に青年との友好交流や各地の訪問・見学を実施する形態の事業です。中国においては、2004年度「日中青年の友情計画」「中国実務者招へい計画」「中国初等中等教育青年教員招聘計画」の3計画合計約240名の招聘を行いました。

⑦フォローアップ

JICAの協力の終了後は、開発途上国自身がプロジェクトを維持管理、運営することになっていますが、供与機材の故障や運営費の不足等、予期していなかった問題が生じてプロジェクトの運営に支障を来たす場合、開発途上国側の自助努力を踏まえ、必要に応じた追加的な協力を実施する形態の事業です。

⑧ボランティア事業

■ 青年海外協力隊

技術と情熱を持つ20歳から39歳までの青年を開発途上国の要請に応じて原則2年間派遣する形態の事業です。ボランティアは現地の人々と生活、労働を共にしながら、相手国の社会的、経済的発展に協力し、相手国との親善と相互理解を深めることを基本理念としています。中国では、現地の人々との交流を重視している協力隊の活動を「三同主義」、すなわち「同生活（共に暮らし）」「同工作（共に働き）」「同思考（更なる発展のために何が必要か共に考える）」という言葉で表しています。

■ シニア海外ボランティア

開発途上地域の経済・社会発展に貢献しうる技術・知識・経験と情熱を持つ40歳から69歳までの人を開発途上国の要請に応じて1年又は2年間派遣する形態の事業です。中国においては、2002年度から導入されました。

■ 短期派遣ボランティア

上記（1）（2）のボランティアの短期型です。派遣期間は1ヶ月から1年未満。

長期ボランティア受入活動計画を策定するためボランティア経験者を短期間派遣したり、派遣中ボランティアを技術的に支援するスポット的な派遣も可能です。

⑨草の根技術協力

草の根技術協力は、JICAが日本のNGO、大学、地方自治体、公益法人等の団体等（以下「NGO等」という。）と、開発途上地域の社会・経済発展に資する目的で、共同事業として実施する事業です。多様化した開発途上国のニーズに対応するため日本国内の幅広い層の知見を活用すること、また日本の国内各地域に蓄積された様々な開発のためのノウハウを活用することをねらいとしています。

⑩無償資金協力調査・実施促進業務

無償資金協力は、開発途上国政府に返済義務を課さない資金を供与する協力ですが、JICAは無償資金協力のうち、「一般無償」「水産無償」「食糧援助」「食糧増産援助」についての事前の調査や、無償資金協力事業が円滑に実施されるよう実施促進業務を行っています。

⑪災害緊急援助

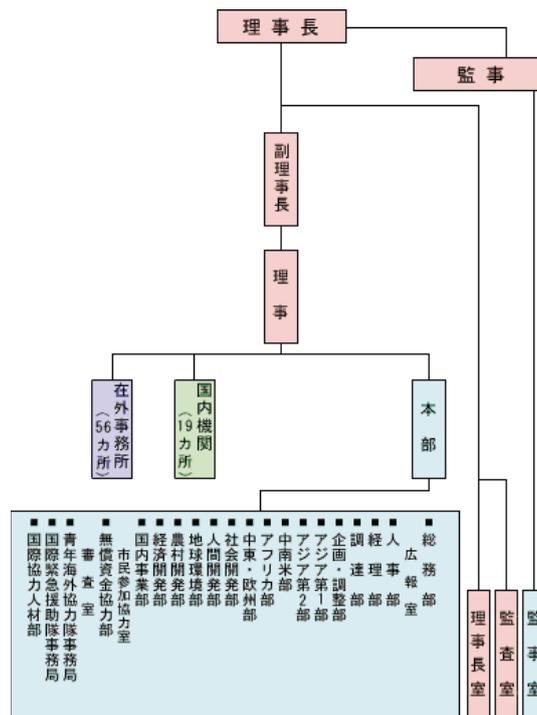
水害、地震、津波等によるの大規模な災害が発生した場合、被災国又は国際機関からの要請に応じて、救援や復旧活動に必要な人員（レスキュー隊、医者、看護婦等）の派遣と物資の供与等総合的な災害緊急援助を実施する形態の事業です。

(3) JICAはどのような組織になっているか？

JICAは東京に本部を置き、日本国内に19の国内機関、中国を含め海外に99カ所の在外事務所を

有しています。2006年度における職員数は、1,328人となっています。

JICAの組織図を以下に示します。

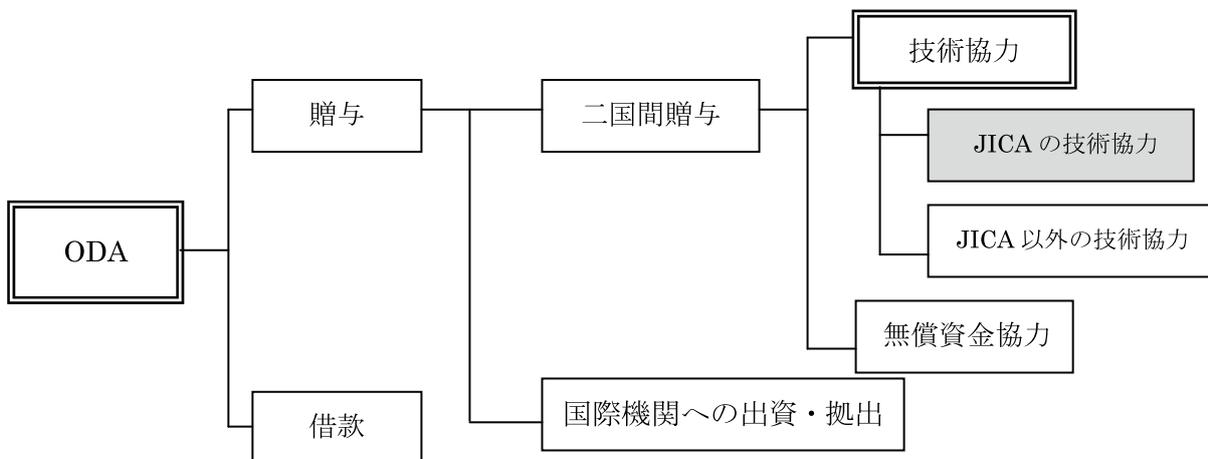


JICA組織図 (出所：JICAホームページ)

(4) JICAはどれくらいの事業規模で協力を行っているか？

① 日本政府全体のODA予算におけるJICA予算の位置付け

2005年度における政府全体のODA予算は7,862億円で、このうち「贈与」は6,118億円、「借款」は1,744億円でした。「贈与」は「二国間贈与」(5,173億円)と「国際機関への出資・拠出」(945億円)に分類されますが、JICA予算は「二国間贈与」のうちの技術協力の一部に位置付けられます。2005年度におけるJICA予算は1,601億円であり、「二国間贈与」の約30%、ODA予算全体の約20%を占めています。また我が国の技術協力のうち51.8%がJICAを通じて実施されています。



<出所：国際協力事業団年報2001版に基づき原著者作成>

② JICAによる「人」を通じた協力の規模

2004年度の統計によれば、JICA全体の協力について以下の数字を示すことができます。

協力の内容	2004年度実績
技術協力経費実績（管理費を除く）	1,506億円
対象の開発途上国・地域数	154ヶ国+4地域
研修員受入数（新規）	20,089人
専門家派遣数（新規）	4,340人
調査団員派遣数（新規）	7,548人
青年海外協力隊員派遣数（新規）	1,422人
その他ボランティア派遣数（新規）	457人
プロジェクト方式技術協力件数	370件（68ヶ国）
開発調査件数	159件（65ヶ国）
無償資金協力件数	190件（72ヶ国）
緊急援助件数	37件（20ヶ国）

<出所：国際協力機構年報2005年版>

第3節 中国の経済・社会発展への寄与と国際協力の促進 ～中国におけるJICA事業の方向性～

日本政府は2001年10月に今後の中国への協力量針を包括的に示した「対中国経済協力計画」を策定しました。その中で援助重点分野を以下の6項目とし、汚染や破壊が深刻になっている環境や生態系の保全、内陸部の生活向上や社会開発、人材育成、制度作り、技術移転などを中心とするソフト分野の協力をより重視し、また日中間の相互理解の促進に資するよう一層努力することとしました。

JICAは「対中国経済協力計画」に基づき、「国別事業実施計画」を作成し、今後同計画に基づき事業を実施していくこととなります。新規案件を決定していくにあたっては、中国側機関と十分意見交換し、重点分野について共同で案件を形成していく「共同形成主義」を念頭に実施するものとしています。

以下、6項目の援助重点分野について、今後具体的にどのような協力の方向性を目指しているのか見てみます。

(1) 環境問題等地球規模の問題への対処するための協力

これまでの協力成果及び我が国の経験を最大限に活用することを考慮し、環境問題関連では「都市及び農村の環境保護・整備」、「生態系の維持・回復（生態環境建設）」、「水資源の持続可能な利用」を、その他の地球規模の問題として「感染症対策」を重点開発課題とします。ただし、「都市及び農村の環境保護・整備」については、酸性雨や大気汚染等、中国国内に留まらず、東アジア圏全体に広く影響を与える問題を中心として取り組む必要があることから、都市・農村という地理的な切り口ではなく、「我が国にも直接影響が及ぶ広域的な環境問題への対策」と「エネルギー関連環境保護対策」に整理します。

ア 環境問題関連

「我が国にも直接影響が及ぶ広域的な環境問題への対策」については、「十・五」計画までの期間に一定の改善が見られたものの、都市の大気汚染、地表水の汚染（特に都市を流れる河

川区間の有機汚染)、湖沼の富栄養化、地下水汚染等が依然として深刻であることを踏まえ、「十一・五」計画における環境汚染総合対策事業ならびに「循環経済」に対する協力を行います。具体的には、酸性雨、黄砂の移動、海洋汚染等広域的な環境問題に取り組むとともに、特定の地域を対象とする場合は、「日中環境モデル都市構想」の対象都市や、「三河(淮河、遼河、海河)」、「三湖(太湖、滇池、巢湖)」等を重視しつつ、モデルアプローチによる総合的な協力、各種スキームの連携に留意します。

また、今後の日中環境協力の拠点として日中環境保全センターを活用し、中国全体への技術の普及や人材育成等について同センターを積極的に支援します。

「エネルギー関連環境保護対策」については、省エネルギーに必要とされる技術の確立及び人材育成を支援します。

「生態系の維持・回復(生態環境建設)」については、中国の森林被覆率は16.55%と世界平均(29.6%)の約56%にすぎず、さらに毎年約1万平方キロの速度で砂漠化が進んでいる(国家林業局による)という深刻な状況にあることを踏まえ、「十一・五」計画における生態系の維持・回復事業に対する協力を行います。具体的には、「林業6大重点プロジェクト」への支援、長江上流、黄河上中流域の森林資源保護・回復及び土壌流失対策、西部地区の砂漠化防止対策及び生物多様性保護に重点を置きます。また協力にあたっては、持続的な生態系維持のために果たす住民の役割に着目し、「貧困克服のための支援」との連携に留意し、また各ドナー、日本の地方自治体、NGO等との協力を促進します。

「水資源の持続可能な利用」については、中国における一人当たりの水資源量が約2,200m³で(水利部による)世界平均の4分の1程度と言われており、農業・工業・生活面での水不足が今後の発展を制約する重大な要素となっていることから、節水技術の開発・普及等節水型社会の構築のための協力を行います。また水供給能力の向上や、水資源の合理的配分のための協力を行います。

イ その他の地球的規模の問題

「感染症対策」については、これまでのポリオ対策での成果を踏まえ、「十一・五」計画において重要疾病に指定されているエイズ、B型肝炎対策等を中心に協力していきます。

また「結核」については、全国で4億人以上が結核菌に感染しており、500万人の肺結核患者の内200万人が伝染性肺結核です。結核により毎年15万人が死亡しており、罹患率は悪化の傾向にあります。患者の80%は農村部で発生していることから、貧困農村地区を重点とした対策に協力していきます。

「エイズ」については、2005年までの累計で発症者7万5千人、感染者65万人にのぼり、WHOの計算によると毎日約200人ずつ増加しているという計算になります。そのため、国務院は2001年8月に「エイズの予防と治療のための行動計画」を定め、HIV感染者の増加率を10%以下に抑えることを目標として政府横断的な取組みを急いでいることから、このような動きを踏まえエイズの予防を主として協力していきます。

「B型肝炎」については、中国政府により2002年から乳幼児に対する通常予防接種の一つに取り入れられたことから、安全かつ有効な予防接種の実施を支援していくことを主として協力していきます。

(2) 改革・開放支援

2001年12月、中国は長年の課題であった「WTO加盟」をついに実現し、これによって中国の改革・開放政策は新たな段階に入りました。今後ますます中国経済と世界経済との一体化が進展していく中で、中国政府は国際ルールに整合的な経済システムの構築と経済構造の調整を強化していくと考えられます。

かかる状況下、改革・開放支援という観点ではWTO加盟への対応として先ず、市場における経済秩序の維持や経済関係法令の整備等、いわゆる「ガバナンス強化」への支援を展開します。具体的には、金融システム、徴税を含めた財政システム、知的所有権保護システムの整備等への協力が挙げられます。「ガバナンス強化」への支援については、広く司法分野も含めた法制度整備とともに、それを十分に執行できる公的人材の育成への協力も必要に応じ実施します。

また、上記に加えて、経済構造調整の強化に関しては、市場経済化が本格化しつつある中国にあって、産業のダイナミズムを生む中小企業の育成は重要な課題ですが、中国における中小企業振興は端緒についたばかりであり、中小企業振興制度・体制・政策はまだ確立しているとは言えず、こうした課題に対する知的支援が考えられます。

一方、国有企業改革及び産業構造改革の進展に伴って生じる様々な格差を是正するための政策への協力も重要です。例えば、失業者の増大に対応するためセーフティネット形成のための社会保障制度、地域間格差是正のための西部地域における産業振興等が考えられます。

(3) 相互理解の増進

日中両国民間の相互理解の促進は両国間の関係の基礎をなすもので極めて重要です。これまでも、青年招へい事業、中央党校若手幹部研修、ボランティア派遣などにより、相互理解の増進に直接的に貢献してきました。今後もさらに、長期研修員、留学生支援無償等の実施により相互理解の増進に資するような人材育成の強化に努めていくこととします。

また、草の根技術協力を積極的に展開することにより、参加型によるより深い相互理解を図っていくこととします。具体的には日本の自治体、NGO、大学等の中国国内での活動をより活性化する事業を積極的に支援し、地方政府レベルから草の根レベルまで広範な協力を展開していきます。

さらに多面的な交流の拡大に貢献するために、日本研究のための北京日本学研究センター、文化遺産無償による遺跡保護、相互交流のための拠点整備等によって日中間の相互理解の増進を図ります。また、観光開発への支援も展開することとします。

(4) 貧困克服のための支援

衣食住の問題を抱える貧困層は78年の2億5千万人から約3,000万人（年収625元以下）まで減少したものの、依然として農村部を中心とする貧困問題は解決しておらず、発展から取り残された

農村部と都市部の格差がさらに拡大していく恐れがあります。中国政府は従来の「八・七扶貧攻堅計画（貧困層8,000万人の衣食住問題を2000年までの7年間に解決することを目指した計画）の終了に伴い、2001年9月に2010年までを対象とする新たな「中国農村扶貧開発綱要」を発表しました。

また、沿海部と内陸部の経済格差も、例えば2003年の一人当たりGDPが最高の上海が46,718元に対し、最低の貴州省は3,603円で約13倍の開きがあり（中国統計年鑑2004）、沿海部と中西部の地域間格差が拡大していく傾向にあります。

上記の現状を踏まえ、内陸貧困地区の貧困克服を支援するため、「貧困緩和のための農村開発」、「内陸部の生活環境改善（医療衛生・教育環境の改善、農民の収入向上等を内容とする）」、「社会的弱者への支援」及び都市・農村構造調整の一環として「地域間格差の是正」を重点開発課題とします。

「貧困緩和のための農村開発」及び「内陸部の生活環境改善」については、西部地区（特に少数民族地区）を主な対象とし、住民参加型の社会調査等により住民の実態とニーズを十分踏まえ、各層との対話プロセスにより共有された地域の問題分析に基づきプログラムを形成した上で協力します。プログラムについては、各種スキーム（草の根技術協力、草の根無償を含む）を組み合わせ、豊富な実績と経験を積んでいる各ドナー及びNGOとの連携を積極的に行い、一層効果的・効率的な協力を目指します。また、こうした実績を積みつつ、貧困削減のための政策・制度支援等マクロレベルでの協力も視野に入れていきます。

「地域間格差の是正」については、これまでの協力成果を生かし、特に西部地区における都市と農村のバランスのとれた発展、生態系保全に配慮した国土開発、健全な中核都市の形成等に協力します。

「社会的弱者への支援」については、これまでの中央レベルでの人材育成支援の成果を踏まえ、NGOや草の根レベルで障害者に対する福祉支援を展開していきます。

(5) 民間活動への支援

中国のWTO加盟は、日本企業の中国における投資・企業活動を促進する要因となり、日中両国間の相互補完的経済貿易協力関係のさらなる発展に大きく寄与することになるものと思われます。このような観点から、改革・開放支援の一環でもある知的所有権制度の整備、基準認証制度の整備などの支援は、日本企業の対中国投資や技術交流活動の促進にも貢献することとなります。具体的には、中国国内の企業に対して知的所有権制度を含むWTO加盟後の企業活動に関するコンサルタントを行う地方のWTOセンター等、民間企業へ直接働きかける公的組織への協力も視野に入れます。

また開発調査案件を中心に、新設された日系企業支援借款の適用に合致する案件を積極的に実施し、日本の優れた設備、技術、システムの中国経済に貢献できる分野での協力を推進します。そしてその実現のため、案件発掘段階から本邦民間部門の知見を活用できる案件についての情報・意見交換を行っていきます。

(6) 多国間協力の推進

過去25年余りに亘る日中協力の実績と経験を活用し、その成果をさらに発展させるため、「第3国研修の継続・発展」「日中韓協力」「日中パートナーシップによる第3国支援」を推進します。

「第3国研修の継続・発展」については、これまで我が国が重点的に支援してきた人造り拠点等を活用し、中国側のイニシアティブに我が国が協力する形で第3国研修を実施していきます。

「日中韓協力」については、日中韓が共有する関心テーマ（例えば環境、司法、経済開発等）に関し、従来のKOICAとの共同研修（経済開発、水環境改善）に加え、シンポジウム・セミナーの開催や共同研究実施の可能性等について検討していきます。

「日中パートナーシップによる第3国支援」については、これまでの日中協力の成果と経験が、同様な問題を抱える第3国において活用できる開発課題（例えば市場経済化支援、ポリオ等感染症対策、環境保護等）について、日中の専門家派遣等により共同で協力していく可能性を検討していきます。

第2章 日本のODAって何？

第1節 日本のODAの全体像

(1) ODAの定義

ODAは「Official Development Assistance（政府開発援助）」の略で、開発途上国の経済や社会の発展、国民の福祉向上や民生の安定に資するために行われる先進国等による政府ベースの経済協力の中心をなしています。

経済開発協力機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）によると、ODAは次の3つの基準を満たすものとされています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">■ 政府もしくは政府の実施機関によって供与される資金の流れであること■ 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを目的とすること■ 資金協力の条件が開発途上国にとって重い負担とならないように、グラント・エレメント（贈与を100%とした際の援助の緩やかさを示す指標）が<u>25%以上</u>であること |
|---|

なお、日本の協カスキームでは、贈与（グラント・エレメントが100%）である技術協力及び無償資金協力に加え、利率や返済条件が緩やかでグラント・エレメントが25%を越えている円借款もODAを構成しています。

(2) ODA大綱とODAの枠組み

ODA大綱は日本のODA（政府開発援助）の理念と原則を明確にするため、2003年8月に日本の閣議（内閣会議）決定により制定されたもので、ODAの効果的・効率的実施を図っていくため

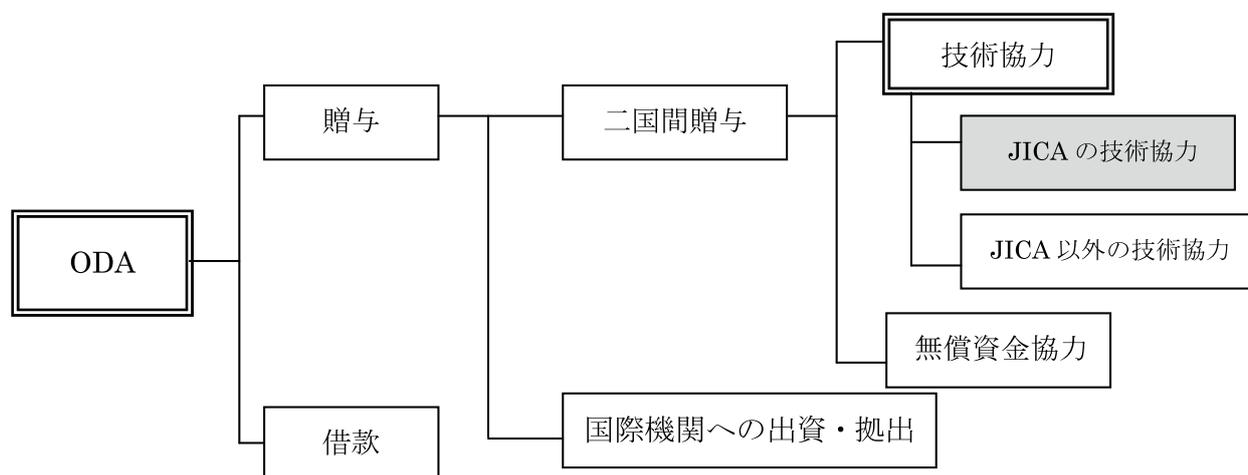
に、基本理念、原則、重点事項、効果的実施のための方策等が記されています。

基本方針として、1) 開発途上国の自助努力支援 2) 「人間の安全保障」の視点 3) 公平性の確保 4) 我が国の経験と知見の活用 5) 国際社会における協調と連携 を掲げています。

ODAの実施にあたっては、国連憲章の諸原則及び以下の事項を踏まえ、相手国の要請内容、社会経済状況、二国間関係などを総合的に判断して実施すべきとしています。

- 環境と開発を両立させること
- 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避すること
- 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分に注意を払うこと
- 民主化の促進、市場志向型経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払うこと

こうした理念と原則に基づき実施される日本のODAは、以下の図に示す枠組みで実施されています。枠組みを構成する各協力形態については、第2節以下で具体的に説明します。



<出所：国際協力事業団年報2001版に基づき原著者作成>

(3) 中国から見た日本のODA

では、日本の対中ODAは、ODAを受け取る中国から見て、どのような位置付けになるのでしょうか？

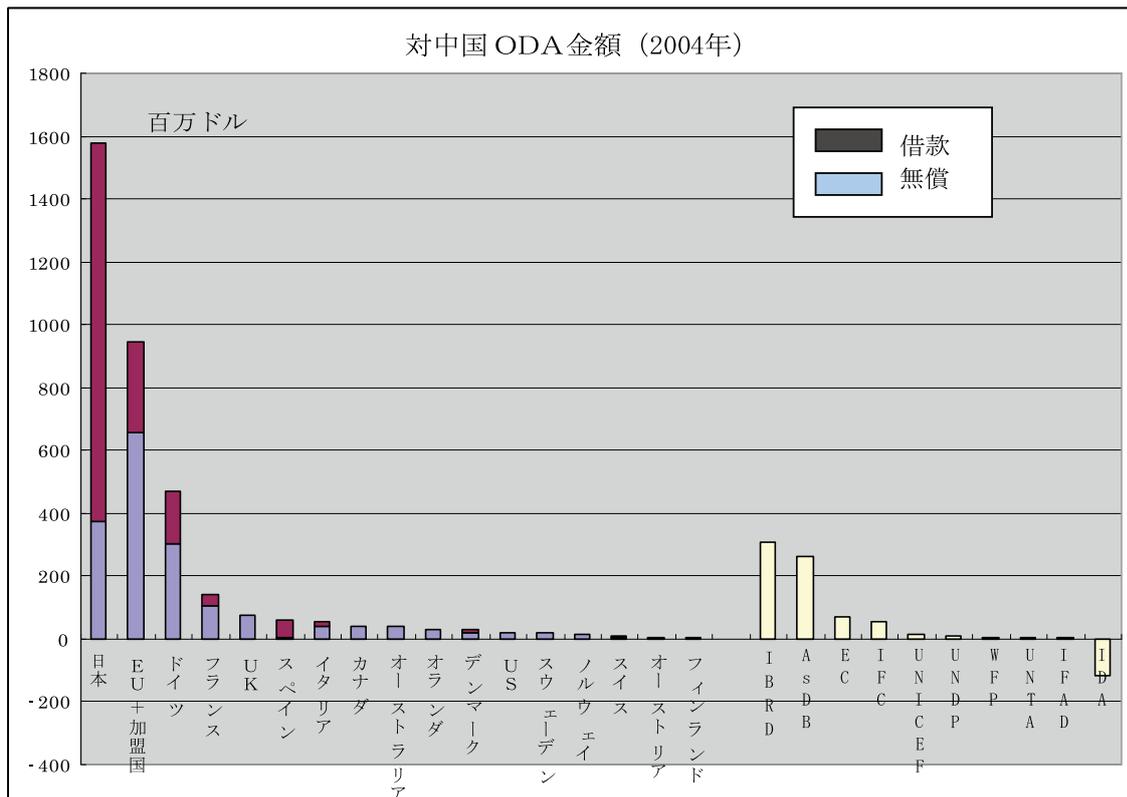
2004年実績に関する統計⁴によれば、日本の対中ODAは965百万ドル（支出純額⁵ベース）で2位のドイツ150百万ドルの3倍を越え、また国際機関についても、世銀グループである国際開発協会（IDA）の624百万ドルを越えるなど、中国にとって最大のドナーとなっています。

また、中国で出版された文献⁶によれば、1979年から1995年6月までに中国の利用した外国政府借款のうち、日本からの借款が41.91%を占め、以下ドイツ9.86%、フランス8.42%、スペイン7.89%、イタリア6.98%となっています。

4 「我が国の政府開発援助」2005年版

5 各々の期間において被援助国へ転移された額（供与額—借款等の回収額）

6 施用海 主編「円借款をどのように利用するか」中国対外経済貿易出版社、1996年



<出所：OECD Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients 2006に基づき筆者作成>

(4) 日本から見た対中国ODAと対中国经济協力計画

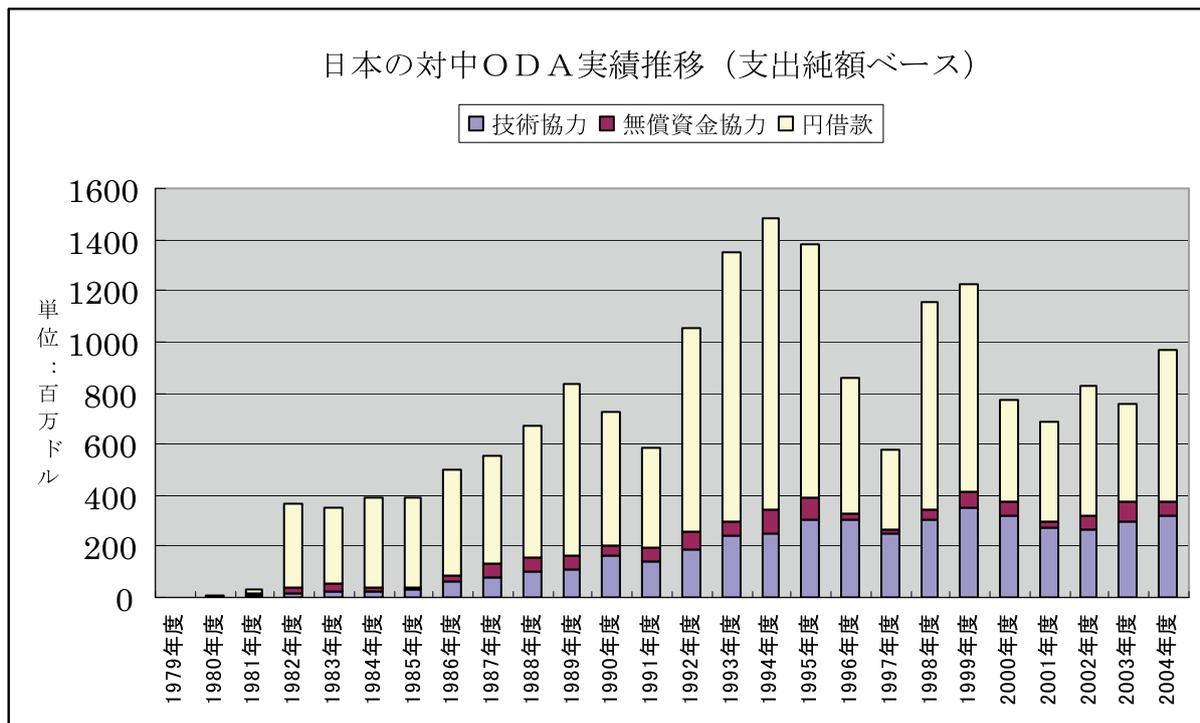
日本の対中ODA全体の実績推移は下記のグラフの通りですが、年度毎にばらつきがあるものの、多い年は支出純額ベースで14億ドルを越えるODAを供与しています。ではこうした日本の対中ODAは、日本のODA全体においてどのように位置付けられるのでしょうか？

ODA供与国中の中国の位置付けを見ると、2004年実績によれば、日本の対中ODAは965百万ドル（支出純額⁷ベース）であり全体の16.2%を占め第1位であり、第2位の対イラク662.07百万ドル（9.63%）、第3位のベトナム615.33百万ドル（6.49%）を越え、中国は日本にとって最大のODA供与対象国となっています。

最近の数字では、2003年はインドネシアの1411.78百万ドル（18.99%）に次いで2位の759.72百万ドル（12.63%）、2002年は828.71百万ドル（23.32%）で第一位。次いでインドネシアの538.30百万ドル（8.00%）、インドの493.64百万ドル（7.34%）となっています。

なお、2003年までの対中ODAの累積額については、JICAベース技術協力約1446億円（支出額ベース）、無償資金協力約1457億円、有償資金協力（E/Nベース）約3兆1331億円、これらを合わせると3兆4234億円となります。

7 各々の期間において被援助国へ転移された額（供与額—借款等の回収額）



<出所：「我が国の政府開発援助」各年度版に基づき筆者作成>

図表 我が国の二国間ODA 10大供与国・供与額（支出額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	2001年			2002年			2003年		
	国名	金額	シェア	2002年	金額	シェア	2003年	金額	シェア
1	インドネシア	860.07	63.9	中国	828.71	68.4	インドネシア	1,141.78	73.6
2	中国	686.13	63.5	インドネシア	538.30	46.3	中国	759.72	66.7
3	インド	528.87	58.5	インド	493.64	62.9	フィリピン	528.78	75.1
4	ベトナム	459.53	56.1	ベトナム	374.74	50.2	ベトナム	484.24	50.0
5	フィリピン	298.22	59.4	フィリピン	318.02	62.5	パキスタン	266.22	49.6
6	タイ	209.59	77.4	パキスタン	301.12	42.9	スリランカ	172.26	63.6
7	スリランカ	184.72	66.0	タイ	222.43	79.6	カザフスタン	136.27	59.8
8	バングラデシュ	125.64	21.7	アゼルバイジャン	141.84	61.1	カンボジア	125.88	39.4
9	カンボジア	120.21	45.4	バングラデシュ	122.72	23.6	ブラジル	92.21	50.0
10	ブラジル	106.11	67.7	スリランカ	118.94	63.1	ラオス	86.00	45.5
10カ国合計		3,579.09	36%		3,460.46	37%		3,793.36	43%
途上国計		9,846.82	100%		9,282.96	100%		8,879.66	100%

<出所：「我が国の政府開発援助」2004年版>

第2節 技術協力の仕組み

～人造り、政策・制度支援と日中相互理解の増進～

政府ベースの技術協力の実施機関であるJICAが行っている業務については、既に第1章第2節で概観してありますが、ここではさらに主たる事業について具体的にどのような仕組みで協力が行われているか詳説します。

(1) 技術協力プロジェクト

① 技術協力プロジェクトとは

JICAの技術協力事業の大きな構成要素として、

- ・ 相手国側技術者／行政官等人員の研修（日本での研修、相手国内での研修を含む）
- ・ 日本側専門家の相手国への派遣
- ・ 技術協力関連機材の供与

の3つがありますが、これらを組み合わせて、次の定義に該当するものを「技術協力プロジェクト」として実施します。

一定の成果を一定の期限内に達成することを目的として、あらかじめ合意した協力計画（原則として**Project Design Matrix**を作成する）に基づき、一体的に実施、運営される技術協力事業。なお、期間内に期待する成果とそれを実現するための活動及び投入の因果関係は、明確かつ論理的である。

なお、「技術協力プロジェクト」は、従来実施していた以下の協力方式を含むものです。現在実施中の案件を除き、新規に採択される案件は全て「技術協力プロジェクト」として取り扱うこととなりました。

1) プロジェクト方式技術協力

上記3つの構成要素（研修、専門家、機材）を主な柱とし、各々を組み合わせ関連付けながら一つのプロジェクトとして統合して実施する形態の事業。

2) 個別専門家派遣

個別の要請に応じ、専門家を当該政府関係機関などに派遣し、技術協力を行う形態の事業。

3) 個別専門家チーム派遣

個別専門家をチームとして派遣する形態の事業。ただし、研究を中心としたテーマとしない。また基本的には中国側の既存の組織において特定のテーマに関する技術協力を行うことを主体とする。

4) 研究協力

技術研究者及び実施機関の研究能力の向上、併せて開発途上国の経済・社会開発に資する研究成果をあげるため、両国の研究者が対等の立場で共同研究を行う形態の事業。

5) 単独機材供与（保健医療分野の特別機材供与）

専門家、ボランティア、研修員等の人を通じた技術協力を円滑かつ効果的なものにするため、機材を無償で供与する形態の事業。

6) 研修員受入（国別特設コース）

特定の国の研修ニーズに応じ、当該国の一定人数を対象にグループ研修を設定し、当該国の特定分野における人材の育成を短期一定期間内に集中的に支援する形態の事業。

7) 研修員受入（現地国内研修）

日本が過去に技術協力を行った開発途上国の機関において、当該国内の行政官、技術者等を対象に研修を実施する形態の事業。技術協力の成果を国内に広く普及・定着させるとともに、実施機関の研修実施能力の向上を図ることを目的としている。

8) 研修員受入（第三国集団研修）

日本が過去に技術協力を行った成果を、その開発途上国を通じて周辺国に移転・普及させる形態の事業。

9) 研修員受入（カウンターパート研修）

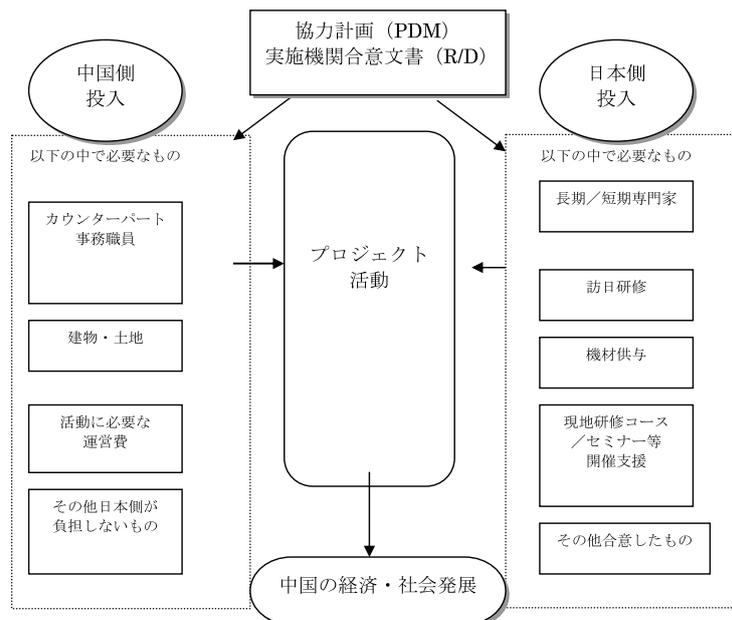
中国で協力中の専門家派遣、開発調査、無償資金協力等の効果を一層高めるため、中国側カウンターパートの研修を日本で行う形態の事業。

10) 研修員受入（個別一般研修）

個々の研修要望に応じてプログラムを作成し、単独又は少人数の研修を日本で行う形態の事業。

② 技術協力プロジェクトの基本的内容

一定の成果を一定の期限内に達成する⁸ために必要な投入（人材、設備・機材、経費等）を中国側、日本側がそれぞれ行いますが、プロジェクトの目的、性格等により協力期間、投入内容、投入の規模も自ずと異なります。ただし、プロジェクトは中国側の自助努力を日本側が支援することが基本的考え方となりますので、こうした観点から日中間の実施体制、運営体制が構築されることが前提となります。



<出所：原著者作成>

③ 技術協力プロジェクト実施までのプロセス

ア 中国政府からの要請と日本側の検討

日本政府は案件実施年度（日本では4月から翌年3月が予算年度）の前年の8月末を締め切りとした要望調査を実施しており、中国側は科技部が中国側の要請を取り纏めて在中國日本大使館に提出することになっています（要請の方法については第3部で紹介）。

中国側から提出された要請については、日本側の外務省、JICA、関係省庁等が検討を行い、当該年度初め（通常4月）に検討結果が科技部に通報されます。

8 例えば、水利人材育成プロジェクトにおけるプロジェクト目標は「水利人材資源開発センターにおいて、水利部門の研修管理、水資源管理、建設管理、砂防の各分野の指導者研修コースが確立し、中級・初級技術者を指導する指導者（2000名）が育成される」と設定されています。

イ 事前評価調査員の派遣と実施合意文書（R/D）の締結

日本側で採択が決定した案件については、事前評価調査員が日本から派遣され、プロジェクトサイトの調査、中国側との協議を踏まえ、PDM（Project Design Matrix）を作成し、プロジェクトの目的と目標を明確化の上協力計画を作成します。日本側は同活動の結果を踏まえ、プロジェクトの事前評価を行います。

事前評価を踏まえ、プロジェクトの実施に関する中国側実施機関とJICAの間の文書（協議議事録、Record of Discussion、通称R/D）による合意を行うため、日本側は実施協議調査団を派遣し、中国側関係機関と協議を行います（日本からの調査団の派遣を行わず、JICA事務所との間で合意文書を締結する場合があります。）。またR/Dの署名と併せ、プロジェクトの基本計画及び細部の合意事項を整理した覚書の署名も行います。

ウ 国際約束に基づく協力の実施

JICAの事業実施については国際約束に基づくことが必要であるため、日本側専門家の中国への派遣、中国側研修員の日本への派遣、日本側からの機材の提供については、科技部から所定の様式に口上書を付した要請書の提出が必要となります（要請書の内容については第3部で紹介）。従って、中国側はR/Dでのプロジェクト計画に基づき、日本側と調整の上、年度毎に必要な中国内の手続きを行う必要があります。

エ 中間評価の実施

大規模かつ協力期間が3年以上にわたるプロジェクトについては、中間年度において中間評価調査を実施します。

オ 終了時評価の実施

大規模なプロジェクトについては、終了約6ヶ月前に終了時評価を実施します。

（2）技術協力個別案件（専門家派遣、研修員受入等）

① 技術協力個別案件とは

技術協力プロジェクトの要件である「一定の成果を一定の期限内に達成する」ことの馴染まない場合、個別の要請に応じ、専門家派遣、研修員受入、機材供与を行うことができ、これを「技術協力個別案件」として実施します。

想定されるケースは、専門家では、特定の分野における政策等を随時アドバイスする「政策助言型専門家」や、日本のODAを効果的・効率的に受け入れるために必要な調整を行う「ODA調整専門家」、研修員受入では、大臣等ハイレベルの研修員を対象とした「高級研修員」、機材供与では、国際機関との連携で行う医療特別機材供与等があります。

② 技術協力個別案件実施までのプロセス

ア 中国政府からの要請と日本側の検討

「技術協力プロジェクト」と同様、日本政府が案件実施年度（日本では4月から翌年3月が予算年度）の前年の8月末を締め切りとして行う要望調査の際、科技部が中国側の要請を取り纏めて在中国日本大使館に提出することになっています（要請の方法については第3部で紹介）。

中国側から提出された要請については、日本側の外務省、JICA、関係省庁等が検討を行い、当該年度初め（通常4月）に検討結果が科技部に通報されます。

イ 国際約束に基づく実施

JICAの事業実施については国際約束に基づくことが必要であるため、科技部から所定の様式（A1フォーム等）に口上書を付した要請書の提出が必要となります（要請書の内容については第3部で紹介）。

この正式要請を受け、JICAは専門家であればその派遣手続きを、研修員であればその受入手続きを正式に開始します。専門家の場合は、リクルートした専門家の履歴等を所定の様式（B1フォーム）に口上書を付して科技部に提出します。

（3） 開発調査

① 開発調査とは

道路・港湾・空港等のインフラ開発、農業開発、工業開発、資源開発、地域総合開発や、環境保全のための大気汚染対策、水質汚染対策など、経済・社会発展に重要な役割を持つ公共的な開発計画の作成のための調査団を派遣し、開発の青写真をつくる協力です。最近は、金融システム、都市と農村のバランスの取れた発展等の政策・制度作りを支援する調査を積極的に行っています。

調査の性格から分類すると、主として以下のように分類できます。

ア マスタープラン調査（M/P）

各種の開発計画の基本計画を策定するための調査。

イ フィジビリティ調査（F/S）

プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果について調査。プロジェクトが社会的、技術的、経済的、財務的に実行可能かについて調査します。プロジェクト実施に際し、円借款、国際金融機関等からの融資を申請する場合、F/S調査が実施されていることが必要となります。

ウ 実施設計調査（D/D）

実施設計には詳細設計書、積算書、仕様書、工事工程書、入札関係図書等が含まれ、通常当該プロジェクトの実施段階において、工事の一部を構成します。当該プロジェクトの事業化のために必要な資金手当が確実に認められる場合、要請に応じ開発調査として実施しています。資金手当として円借款を前提としている場合、「円借款連携D/D」として積極的に対応しています。

エ 政策支援型調査

市場経済化や経済構造調整等のための政策推進を支援するために、金融・財政改革、法制度整備、新たな経済システムの構築に係る調査を実施し、その実行計画を策定・提言する調査です。

② 開発調査の基本的内容

ア 調査報告書の作成

あらかじめ合意された調査計画に基づき、中国における必要な調査、日本における調査結果の分析等を踏まえ、最終的に調査報告書が調査団から中国政府に対し提出されます。調査報告書には、調査目的に応じ、現状分析、開発計画・概略設計・代替案の提示、プロジェクト評価、提言等が含まれます。

イ 調査過程における技術移転

JICAが派遣する調査団は、中国側実施機関のカウンターパートの支援を得て、中国国内においては共同で調査活動を行う形態を取ります。また、調査結果は、中国側との議論を踏まえ取り纏め作業が行われます。これらの過程で、JICA調査団の技術者から中国側のカウンターパートに対し、調査手法、プロジェクト評価手法等の技術移転が行われます。

ウ 調査報告書の活用

開発調査は調査報告書の提出で終了しますが、報告書を受領した実施機関は、同報告書を活用し、事業の実施を行います。この際、借款要請又は無償資金協力要請を行う場合は、同報告書が要請書の資料となります。また技術協力を要請する場合も、調査報告書を活用することによって、その必要性と内容を効果的に説明することが可能となります。

③ 開発調査実施までのプロセス

ア 中国政府からの要請と日本側の検討

「技術協力プロジェクト」と同様、日本政府が案件実施年度（日本では4月から翌年3月が予算年度）の前年の8月末を締め切りとして行う要望調査の際、科技部が中国側の要請を取り纏めて在中国日本大使館に提出することになっています（要請の方法については第3部で紹介）。

中国側から提出された要請については、日本側の外務省、JICA、関係省庁等が検討を行い、当該年度初め（通常4月）に検討結果が科技部に通報されます。

イ 事前調査団の派遣と実施合意文書（S/W）の締結

日本側で採択が決定した案件については、事前調査団が派遣され、プロジェクトサイトの調査、中国側との調査範囲の協議を行います。事前調査団は、本格調査の実施に関する中国側実施機関とJICAの間の文書（実施細則、Scope of Work、通称S/W）による合意を行います。

ウ 日本側のコンサルタント選定手続きと調査体制の編成

JICAは、S/Wの内容を踏まえて、JICAのコンサルタント契約手続きに則り、プロポーザル方式⁹により調査委託コンサルタントを選定します。

また、必要に応じ、コンサルタントチームの監理を行う作業監理委員を委嘱し、調査体制を編成します。

⁹ 技術提案書（プロポーザル）の内容を競い、最高点のコンサルタントを第一交渉権者としてJICAが契約交渉を行う方式。

エ 本格調査の実施

JICAから委託されたコンサルタントは、S/Wの内容とJICAからの業務指示に基づき、中国側関係機関と協力し調査を実施します。調査の過程において、コンサルタントは着手報告書、中間報告書、最終報告書案、最終報告書の順で、中国側に提出し、必要な協議を行います。また、調査の節目において、JICA職員及び作業監理委員等が日本から派遣され、中国側と必要な協議・調整を行います。

オ 調査成果の普及

調査結果については、中国側関係機関に対し逐次報告されますが、調査の成果を広く普及することが効果的と考えられる場合は、セミナー等を開催することがあります。

(4) 研修員受入（集団研修）

①研修員受入（集団研修）とは

開発途上国が共通に抱える開発問題をテーマに設定された研修プログラムを、各国から募集した複数の研修員に対して実施する形態の協力です¹⁰。2005年度においては373のコースが設けられました。

②研修員受入（集団研修）の基本的内容

研修実施にあたっては、JICAの研修施設（全国19ヶ所にあるJICAの国内機関）等に宿泊し、研修テーマに応じ、日本の政府関係機関、地方自治体、大学、民間企業等で技術研修を行います。

③研修員受入（集団研修）までのプロセス

ア 中国政府からの要請と日本側の検討

日本政府が案件実施年度（日本では4月から翌年3月が予算年度）の前年の8月15日を締め切りとして行う要望調査の際、科技部が中国側の要請を取り纏めて在中国日本大使館に提出することになっています。要望調査においては、日本側は設置予定のコース名を提示し、中国側（科技部）が、希望するコース名に優先順位を付し日本側に提出する方式をとっています。

中国側から提出された要請については、日本側の外務省、JICA、関係省庁等が検討を行い、当該年度初め（通常4月）に検討結果が科技部に通報されます。ただし、4～5月に開講するコース等、コースによっては早期に手続きを開始する必要があるものについては、一部早期に通報がなされます。

イ 募集要項（G.I.）の提示と候補者の申請書提出

中国への研修員割当があったコースについては、募集要項（G.I. General Information）が日本の研修機関からJICA事務所に送付され、科技部に転送されます。科技部はG.I.に示

¹⁰ なお、「技術協力プロジェクト」の一環として実施される「研修員受入（国別研修コース）」は、当該国の一定人数を短期一定期間集中して受け入れる点で、集団コースと異なりますが、受け入れまでのプロセスは集団コースに準じます。

された募集の要件（研修員の年齢、学歴、職歴、専門性、語学のレベル等）を勘案して中国側の関係機関と調整しつつ人選を行い、最終的にJICA事務所に対し、科技部の公文書に候補者の申請書（A2・3フォーム）を付して提出します。

ウ 研修候補者の審査と決定

日本の研修機関は、研修実施関係者で構成する検討委員会で候補者の審査を行い、最終的に受入れの可否について決定します。同決定はJICA事務所を通じ科技部に通報されません。

エ 赴日手続きと研修の準備

決定した研修員に対し、JICA事務所で手続き等に関するオリエンテーションを実施します。研修員は、研修開始までに研修テーマに関する中国における状況等を纏めた「カンントリーレポート」の提出が求められます。

オ 研修の実施

実施要領に基づき、日本での研修を実施します。研修員は、帰国後日本での研修成果について、所属先への報告及び普及が求められます。

（5） 研修員受入（長期研修）

①長期研修とは

将来政策立案等に関わる人材の育成に主眼を置き、日本の大学等において修士又は博士課程の学位の取得を目的とする形態の協力です。これにより、総合的な知識・技術を習得し、中国への応用についてより的確な理解を得ることが期待されます。分野としては、法制度整備、市場経済化支援等政策・制度分野、若しくは地球温暖化、自然環境保護、エイズ対策等を主な対象としています。

形態としては、あらかじめ複数の開発途上国からの長期研修員を受け入れるためのコースを設置し、各国からの研修員グループとして受け入れる「グループ型」と、それ以外にプロジェクト等のニーズに応じ個別に研修をアレンジする「個別型」があります。

②長期研修の基本的内容

受入大学に対しては、JICAが入学金及び授業料を支払います。大学以外の受入機関に対しては、JICAが必要な研修実施経費を支払います。また、研修実施期間中の生活費については、JICAより研修員に支給されます。なお、受入は基本的に英語による学位取得が可能な機関とし、このため基本的に大学等における研修開始以前に、日本語研修を別途実施することはしません。

③長期研修員受入までのプロセス

ア 「技術協力プロジェクト」と同様、日本政府が案件実施年度（日本では4月から翌年3月が予算年度）の前年の8月末を締め切りとして行う要望調査の際、科技部が中国側の希望する研修先、人数等を取り纏めて在中国日本大使館に提出することになっています。要望調査においては、日本側は「グループ型」長期研修受け入れ予定の大学・学部等を提示します。

中国側から提出された要請については、日本側の外務省、JICA、関係省庁等が検討を行い、当該年度初め（通常4月）に検討結果が科技部に通報されます。

イ 大学等の募集要項の提示と候補者の申請書提出

中国への研修員割当があったコースについては、募集要項が日本の大学等の研修機関からJICA事務所に送付され、科技部に転送されます。科技部はJICA事務所との協議を踏まえ、また募集要項に示された募集の要件（研修員の年齢、学歴、職歴、専門性、語学のレベル等）を勘案して中国側の関係機関と調整しつつ候補者の人選を行い、最終的にJICA事務所に対し、科技部の公文書に候補者の申請書（A2・3フォーム）及び大学等への応募書類を付して提出します。

ウ 大学等研修機関による選考と決定

日本側の受け入れ大学等研修機関は、応募書類の審査を行い、受け入れ可否を決定します。その過程で、中国において面接試験等を実施する場合があります。選考結果については、JICA事務所を通じ科技部に通報されます。

エ 赴日手続きと研修の準備

決定した研修員に対し、JICA事務所で手続き等に関するオリエンテーションを実施します。

オ 研修の実施

実施要領に基づき、日本での研修を実施します。研修員は、帰国後日本での研修成果について、JICA事務所、所属先等への報告が求められます。

（6）青年招へい

①青年招へいとは

開発途上国から、人材育成支援の一環として、開発途上国の将来の国造りを担う青年たちを専門分野別のグループ単位で日本に約3週間招き、専門分野別の研修や日本の同世代の青年との交流を通じて、各分野についての知識を深めるだけでなく、青年同士の相互理解や友情と信頼を培うことを目的とした事業です。

②青年招へいの基本的内容

青年招へい事業は、専門分野の知識の習得のみならず、文化、歴史なども含めてより広く日本と日本人を理解してもらうことも目指しています。そのため、プログラムには日本の青年との合宿セミナー、地方でのホームステイ等の交流を通じた研修が行えることが特徴となっています。

2005年度中国においては、中国政府との合意に基づき、以下の4つのプログラムを実施しました。

- ア 新日中青年の友情計画（1987年開始。中国側実施機関：中華全国青年連合会）
- イ 新中国実務者招へい計画（1990年開始。中国側実施機関：外交部）
- ウ 中国地方青年招へい計画（2002年開始。中国側実施機関：中華全国青年連合会）
- エ 青年海外協力隊日本語教師招へい計画（2002年開始。中国側実施機関：科技部）

③青年招へい実施までのプロセス

ア 中国政府との協議・合意

計画の枠組みについて、政府間で協議を行い、決定します。

イ 中国側参加者の人選・組織

合意された実施計画に基づき、中国側の実施機関が参加者の人選・組織を行い、日本側に提出します。なお、「中国地方青年招へい計画」は公募（筆記及び面接試験を含む）方式で参加者の選抜を行っています。

ウ 青年グループの赴日

(7) ボランティア事業（青年海外協力隊）

①青年海外協力隊とは

開発途上国において現地の住民と生活・仕事を共にし、その地域の経済・社会の発展に協力しようとする日本の青年（20歳から39歳まで）による海外ボランティア活動を促進し、助長する事業です。日本政府と中国政府は、1985年に「青年海外協力隊の派遣に関する取極」を締結し、JICAは同取極に基づき、1986年から2004年まで20省4自治区4直轄市に延べ570名以上のボランティアを派遣しました。

なお、ボランティアの生活費は日本側から支給されますが、現地での住宅は中国側が提供することとなっています。また、中国側はボランティアと一緒に仕事をするカウンターパートを必ず配置することが求められています。

②青年海外協力隊の基本的内容

協力隊の活動職種を大別すると、1) 農林水産、2) 加工、3) 土木建設、4) 保守操作、5) 保健衛生、6) 教育文化、7) スポーツの7分野に分類できますが、現在派遣されている隊員は、日本語教育を中心とする教育文化分野が多く、また、看護、リハビリ、公衆衛生等の保健衛生分野、野球等のスポーツ分野でも多くの隊員が活躍しています。

ボランティアは技術協力だけでなく現地の人々との交流を重視しており、こうした活動は「同生活（共に暮らし）」「同工作（共に働き）」「同思考（更なる発展のために何が必要か共に考える）」という「三同主義」という言葉で表しています。

③ボランティア派遣までのプロセス

ア 派遣要請

科学技術部が中国全土からの要望を随時取り纏め、JICAに提出します。この要請を踏まえ、JICA事務所に駐在するボランティア調整員が各要請内容、生活環境等を確認するため、要請機関を訪問し調査を行います。

イ 募集・選考

日本国内で年2回、春と秋にボランティアの募集・選考が行われ、一次試験（筆記と面接）、二次試験（技術面接と健康診断）に合格すると隊員候補生としての訓練に入ります。訓練は約70日間集団合宿制で行われ、ここで中国語の集中訓練も実施されます。

ウ 派遣

派遣前訓練に合格すると正式にボランティアとしての派遣が決定します。ボランティアは中国に到着後、さらに北京で中国語の訓練を受け、その後任地に赴きます。

(8) ボランティア事業 (シニア海外ボランティア)

①シニア海外ボランティアとは

開発途上国からの技術協力の要請に応え、開発途上国の発展のために貢献したいという強い希望を有する中高年（40～69歳）のボランティアを支援する事業です。シニア海外ボランティアは中国の公的機関やNGO等に所属し、ボランティア精神による草の根レベルの活動を通じ、中国側の人材への技術移転を図ることにより、国造り、人造りに協力するものです。

中国においては、2002年7月に開催された日中間の協議で基本合意がなされ、2002年秋募集から募集が開始されました。2004年度までに中国には7名が派遣されています。

なお、シニア海外ボランティアの生活費等は日本側から支給されますが、中国側は可能な限り住宅を提供するとともに、シニア海外ボランティアと一緒に仕事をするカウンターパートを必ず配置することが求められています。

②シニア海外ボランティアの基本的内容

シニア海外ボランティアも青年海外協力隊と同様に幅広い専門分野への派遣が可能です。途上国において開発に協力したいというボランティア精神を持つ中高年層（40～69歳）の人々が、自己の技術と経験をもって、人材育成・技術移転に努めています。赴任先は主に開発途上国の公的機関（省庁、学校、病院、NGO機関など。なお、企業への派遣は行っていません）で、原則1年ないし2年活動を展開します。これまでに環境教育・デザイン・声楽・電子工学・企業診断・観光教育・公園緑地設計などの分野へ派遣されています。

③シニア海外ボランティア派遣までのプロセス

JICAと科技部の協議の結果、シニア海外ボランティアの派遣手続きについては、技術協力個別案件（専門家）に準拠することになっています。他方、日本側においては、青年海外協力隊と類似した募集・選考プロセスで行うため、全体としては以下のようなプロセスとなります。

ア 派遣要請

科学技術部は、中国全土からの候補案件についてJICAに要請書を提出します。（要請書の内容については第3部で紹介）募集に向け、JICA事務所に駐在するボランティア調整員は、各要請内容、生活環境等を確認するための、要請機関を訪問し調査を行います。

イ 募集・選考

アを踏まえ、日本国内で年2回、春と秋にシニア海外ボランティアの募集・選考が行われ、一次試験（技術審査及び健康診断に関する書類審査）、二次試験（面接、語学試験及び健康診断）に合格すると、派遣前オリエンテーション及び語学研修を受講します。

ウ 派遣

イにより派遣が内定した案件に関し、科技部は日本側に一定の様式（A1フォーム）に口上書を付して提出します（要請書の内容については第3部で紹介）。これを受けて日本側は派遣予定者の履歴を口上書を付して科学技術部に提出します。JICAは中国側の受入れについて確認の上、シニア海外ボランティアを中国に派遣します。

（9） ボランティア事業（短期ボランティア派遣）

① 短期ボランティアとは

従来の青年海外協力隊及びシニア海外ボランティア（以下、まとめて「ボランティア」）の派遣は1年ないし2年といった長期派遣の要請を対象としていましたが、各国からの要請の中には短期派遣でも対応可能なものもあり、また日本からの参加希望者の中にも、長期の参加は難しいが短期なら可能という人たちも少なくないことから、ボランティアの短期派遣制度を創設しました。

② 短期ボランティアの基本的内容

短期ボランティアにはAタイプ、Bタイプがあります。

- ・ Aタイプ：JICAボランティアの経験者を派遣。
- ・ Bタイプ：派遣中のボランティアの活動を補完する目的で長期ボランティアが活動中の機関に対し派遣します。語学力に制限があるため、長期ボランティアまたは通訳と共に活動を進めます。

③ 短期ボランティア派遣までのプロセス

ア 派遣要請

要請書は長期派遣同様、科技部を通じ随時JICAへ提出します。要請から派遣までは約4ヶ月となります。

イ 募集・選考・派遣

年6回の公募により合格者を選出します。合格者は3日間の派遣前研修の後に派遣されます。

第3節 無償資金協力の仕組み

～返済義務を課さない資金の贈与～

無償資金協力は、開発途上国政府に返済の義務を課さない資金供与の形をとる援助であり、協力内容に応じ「一般無償」「水産無償」「文化無償」「緊急無償」「食糧援助」「貧困農民支援」等に分類されます。ここでは「一般無償」の中心的な存在である「一般プロジェクト無償」について説明します。

① 一般プロジェクト無償とは

一般プロジェクト無償は、相手国政府が実施する公共的な施設や機材の整備を支援し、その国の経済・社会の発展に協力することを目的としています。その対象は環境保護分野、基礎生活分野、人造り分野等の幅広い分野を協力対象としており、予算規模から見ても日本の無償資金協力の中核をなすものと言えます。

② 一般プロジェクト無償の仕組み

一般プロジェクト無償は、両国間の国際約束に基づき実施されますが、この国際約束は通常「交換公文」(Exchange of Note, E/N)の形で形成されます。実施までのプロセスは大きくE/Nの前後に分けられます。

プロジェクトの要請は商務部を通じ日本政府(大使館)に提出され、日本政府(外務省)の事前審査をクリアした案件はJICAによる基本設計調査(Basic Design Survey, B/D)等の事前の調査が実施され、これにより最適案の基本設計、概算事業費の積算、運営維持管理体制・妥当性の検証が行われます。この調査報告書に基づき、日本政府(外務省)の最終審査を経て、E/N案が日本政府の閣議にかけられ、閣議決定を経て両国政府間のE/N署名が行われます。

E/N署名後、中国側実施機関は日本のコンサルタントと契約を行い、同コンサルタントの支援を得て入札の準備を行い、日本企業を対象とした入札により業者を決定します。落札した日本企業は中国側実施機関との契約に基づき建設・調達等の業務を行います。この契約の内容は日本政府(外務省)の認証が必要であり、認証された契約に従って、日本政府の無償資金は中国側の銀行口座(E/Nに基づき、中国側は日本の銀行と銀行取極を締結することになっています)に振り込まれます。この無償資金は銀行取極に基づき、プロジェクト実施の企業への弁済に限定して充てられることとなります。JICAは、こうした一連の実施プロセスが円滑に進行するよう、必要な実施促進業務を行います。

第4節 円借款の仕組み

～低利で長期の緩やかな条件による開発資金の貸付～

円借款とは、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けるもので、主に経済社会基盤(電力・ガス、運輸等)の整備や持続的成長を通じた貧困削減を支援しています。また、大気や水の汚染等の地球規模の問題に対処するため、開発途上国の発展への自主的な取組みを支援しています。円借款の実施は、国際協力銀行が担当しています。

円借款の貸付金利は、2004年度に承諾されたもので平均0.98%、平均返済期間は34年7ヶ月と、低利・長期なものとなっています(返済期間には、その間に元本を返済しなくてもよい据置期間9年7ヶ月が含まれています)。近年では、開発途上国の地球環境保護、人材育成、中小企業支援、平和の構築に対する取組みを支援するための優先条件(金利0.75%、返済期間40年)の導入や、日本企業の技術を活かすための新たな特別金利(金利0.4%、返済期間40年)の導入等、円借款の様々な需要に応えるための工夫が行われています。

円借款は、①プロジェクト準備、②要請、③審査、④交換公文・借款契約、⑤プロジェクト実

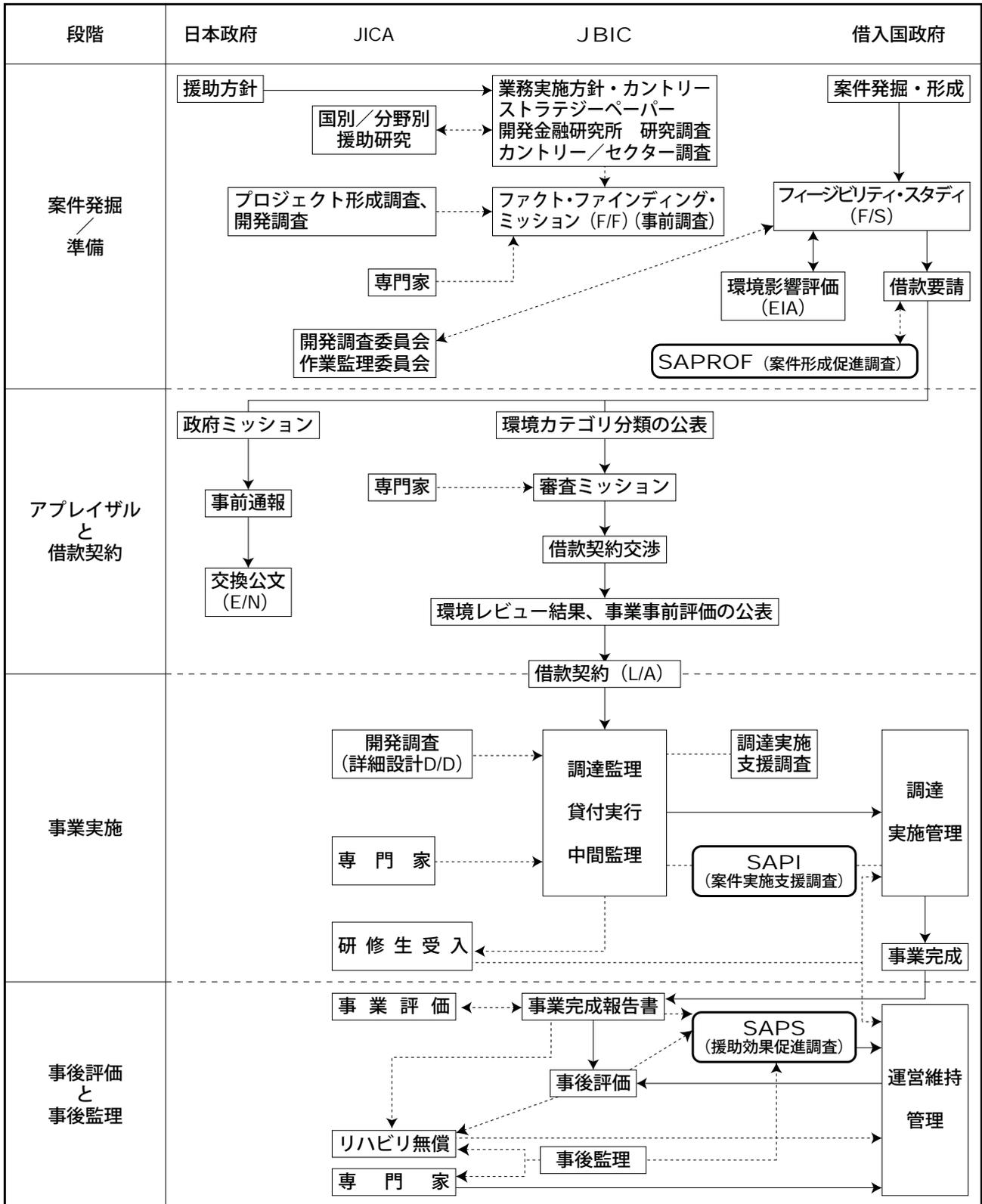
施、⑥事後評価・フォローアップのステップを踏んで行われます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に結びつくものであることから、こうした一連の流れをプロジェクトサイクルと呼びます。中国における借入窓口は、中央財政部となりますので、新規案件の要請には借入窓口との調整が必要です。また、JICAとの連携にも注力してきており、①開発調査、②専門家、③技術協力プロジェクト等と円借款事業を組み合わせることによって、一層効果的な支援を実施しています。詳細な手続フローは、図1を参照下さい。

中国では、1980年以降すべての省・市・自治区において、鉄道電化、発電所建設、高速道路建設、通信・上下水道施設整備等のプロジェクトを実施してきました。例えば、上海浦東国際空港、北京十三陵揚水発電所、北京市地下鉄1号線・13号線、重慶モノレール、秦皇島港等の建設には、円借款の資金が活用されています。また、近年では、日本政府の「対中国経済協力計画」並びにJBICの海外経済協力業務実施方針（下記参照）に基づき、近年では内陸部を中心に環境保全、人材育成の分野に対し、円借款による支援を重点的に行ってきています。また、日本の「顔が見える援助」を実施するため、案件の形成段階から、日本の地方自治体・大学等との連携に努めています。2005年3月末現在、中国における円借款累計承諾件数は346件、累計承諾金額は3兆1,763億円にも上っています。

海外経済協力業務実施方針（中国関連部分抜粋） 〈2005年4月改訂〉

中国は、沿海部を中心に著しい経済発展を遂げています。その一方で、急激な経済成長に伴う地域間格差の拡大、環境問題・感染症といった我が国にも直接影響が及ぶ問題が発生していることを受けて、当面の間、内陸部を中心とした環境保全及び人材育成を重点分野としつつ、案件形成から実施・評価の段階にかけて、我が国の地方自治体、大学等との連携を通じた我が国の経験・知見の活用等、本行ならではの知的協力・技術支援に取り組みます。

図1・プロジェクト・サイクルと借款手続き



(注) SAPROF：案件形成促進調査 (Special Assistance for Project Formation)
 SAPI：案件実施支援調査 (Special Assistance for Project Implementation)
 SAPS：援助効果促進調査 (Special Assistance for Project Sustainability)

第5節 地方政府・NGO等との連携の仕組み ～地域密着型で住民の福祉向上～

開発途上国のニーズが多様化する中、小規模できめの細かい対応が求められる基層レベルでの貧困対策、教育、保健衛生、農村開発等の分野では、近年地方政府やNGOと連携するケースが増えています。こうしたケースに対応する協力形態として、以下のものがあります。

(1) 草の根技術協力

① 草の根技術協力とは

草の根技術協力は、JICAが日本のNGO、大学、地方自治体、公益法人等と、開発途上国の社会・経済発展に資する目的で、共同事業として実施するものです。本協力は、NGO等の発意によるボランティア事業を支援し、広く市民が参加することを基本とし、多様化した開発途上国のニーズに対応するため日本国内の幅広い層の知見を活用すること、また日本国内各地域に蓄積された様々な開発のためのノウハウを活用することをねらいとしています。具体的には以下の3つの形態があります。

ア 地域提案型

友好都市¹¹関係等を通じた地方自治体等からの提案により、日本の地方自治体等から相手国の地方自治体等への専門家派遣、日本の地方自治体等による相手国の地方自治体等からの研修員の受入を実施する形態の協力です。日本の地域社会が、自ら持つノウハウ・経験を活かしつつ、主体的な国際協力への取り組みを実現するとともに、広範な市民参加を促進することを目的としています。

イ 草の根協力支援型

日本国内での活動実績はありますが、開発途上国支援の実績が少ない、比較的小規模な日本の団体の国際協力活動をJICAが支援する形態の協力です。国際協力の経験が少ないものの、開発途上国の発展に貢献したいという日本のNGO、大学、公益法人等の団体等が国際協力活動への一步を踏み出せることを目的としています。協力の対象は、例えば、コミュニティ開発、高齢者・障害者・児童福祉、保健・衛生改善、環境保全等地域の人々の生活向上に役立つ分野を幅広く対象とし、協力期間は最大でも3年以内程度を想定しています。

ウ 草の根パートナー型

開発途上国支援の実績を一定程度有する日本のNGO、大学、公益法人の団体等が、その活動を通じ蓄積した経験や技術に基づき提案する開発途上国への技術協力を、JICAが支援します。協力の対象は草の根協力支援型と同様ですが、協力規模は最大でも3年以内程度を想定しています。

11 日中間の友好都市提携数は310件に上っています(2005年5月現在、日本自治体国際化協会北京事務所ホームページによる)。友好都市に関する事務は、中国側は通常、各地方政府の外事弁公室が所管しています。日本側の自治体は、北京に「日本自治体国際化協会北京事務所」を設置しています(ホームページアドレスは以下の通り。<http://www.clair.org.cn>)。

中国においては、これまで上記の「地域提案型」を技術協力の一環として実施してきましたが、2002年7月に開催された両国間の政策協議において、草の根技術協力を中国において本格的に実施していくことで合意しましたので、「地域提案型」以外に、「草の根協力支援型」、「草の根パートナー型」についても展開されています。

なお、以下の性格を有する案件については、草の根技術協力の対象とすることは困難ですので留意する必要があります。

- ・ 対象国の行政サービスの改善やその地域の住民の生活改善・生計向上に直接的・間接的に結びつく見通しに乏しい事業
- ・ 「技術協力」の定義に当てはまらない事業
- ・ 日本の団体が関わる意義が見えない事業
- ・ 文化交流、文化行政事業（文化財保護事業を含む）、芸能公演、興行、各種スポーツ種目の競技指導や競技交流会、日本語教育（授業活動）等を直接行うことが事業活動の目的・内容となっている事業。
- ・ 特定の組織や団体・個人等の利害が関わったり、その者だけの経済的利益に結びついたり、関係者・受益者に極端な偏りがあると考えらる事業。
- ・ 宗教活動・政治活動に関する案件等

なお、草の根技術協力と、第2節において説明した「技術協力プロジェクト」は、概ね以下のような違いがあります。

	草の根技術協力	技術協力プロジェクト
対中経済協力計画における位置付け	「両国民の相互理解の促進」の効果を重視	環境問題、市場経済化、貧困克服等、重点開発課題の解決のための協力
協力の内容	日本の地域社会やNGO等の団体が有するノウハウ・経験を活用した協力	開発課題の解決に向けた総合的な取組み
協力の形態	「地域提案型」については、基本的には専門家、研修等の小規模で単発的な協力。 「草の根協力支援型」「草の根パートナー型」については、専門家、研修（訪日、現地）、機材供与、セミナー等目的達成のために必要な投入の組み合わせ	専門家、研修（訪日、現地）、機材供与、セミナー等目的達成のために必要な投入の組み合わせ
協力の担い手	日本の地方自治体、NGO等の専門家	日本の中央政府機関、大学、民間企業等の専門家（コンサルタント）
申請者	同上	中国側各機関

<出所：原著者作成>

② 草の根技術協力の基本的内容

ア 地域提案型

日本の地方自治体等から相手国の地方自治体等への専門家派遣、日本の地方自治体等による相手国の地方自治体等からの研修員の受入、の2つの形態があります。なお、プロジェクトの実施期間は3カ年内と定められています。

イ 草の根協力支援型

「人」を介した技術協力であり、プロジェクトの目的に応じ、以下の4つの内容のうち必要なものを組み合わせて実施します。

- ・ 日本人専門家等「人」の派遣
- ・ セミナー・研修（日本、現地）
- ・ 資機材の調達
- ・ 小規模な施設建設等

なお、プロジェクト規模は最大でも3年以内程度を想定しています。

ウ 草の根パートナー型

上記草の根協力支援型と同様です。協力規模は最大でも3年以内程度を想定しています。

③草の根技術協力実施までのプロセス

地域提案型

ア 日中双方による候補案件の整理

日本側はJICAの地方機関を通じ、日本の地方自治体の候補案件を調査し、内容を審査の上日本側の候補案件を整理します。中国側も地方の科学技術庁（局）から科技部への申請、科技部による内容審査により中国側の候補案件を整理します。

イ 実施案件の協議・調整

日本側の外務省、JICA本部の検討結果を踏まえ、JICA中国事務所と科技部で協議・調整を行い、双方の意見が一致する案件について実施計画を定め、ミニッツ等の署名によりこれを確認します。

ウ 協力の実施

草の根協力支援型ならびにパートナー型

ア 日中双方による候補案件の整理

JICA中国事務所は、JICAの日本における地方機関を通じ日本側提案団体のプロポーザルを入手し、これを科技部に示してコメントの聴取を行います。（中国側も地方の科技庁（局）から科技部へ申請、科技部による内部審査により中国側の候補案件を整理し、JICA事務所に提示します。）JICA事務所はこれらをJICA本部へ連絡します。

イ 採択案件の合意形成

JICA本部はアで入手したコメント等を踏まえ採択内定案件を決定します。JICA事務所は科技部と合意を形成し、ミニッツ等の署名によりこれを確認します。

ウ 協力の実施

(2) 現地NGO等との連携

① 現地NGO等との連携とは

JICAは現地NGO等と連携してプロジェクトを実施する場合があります。この場合、現地NGO等と連携する内容は、「技術協力プロジェクト」（第2節（1）参照）を構成する一つの投入要素と位置付けられます。現地NGO等の活動は、その他のプロジェクト活動（例えば日本からの専門家派遣等）と一体となって「技術協力プロジェクト」全体の目的を達成することを目指します。

② 現地NGO等との連携の基本的内容

技術協力プロジェクトの計画に基づき、現地NGO等が技術普及、人材育成等の活動を行います。

③ 現地NGO等との連携実施までのプロセス

「技術協力プロジェクト」の一要素として実施されますので、案件の実施プロセスは「技術協力プロジェクト」に準じます。

④ JICA-NGOジャパンデスク

日本のNGOと中国NGOの連携協力を促進し、中国で社会的政治的に弱い立場に置かれている人々の生活水準を改善するため、JICA中国事務所では2004年5月、NGO-JICAジャパンデスクを立ち上げました。日中NGOの情報提供、コンサルタント業務、来訪相談や視察への対応、NGOシンポジウムの開催などで日中NGOの交流を後押しします。また、草の根技術協力を通じて日本のNGOの中国での国際協力活動を支援します。

(3) 草の根・人間の安全保障無償資金協力¹²

① 草の根・人間の安全保障無償資金協力とは

開発途上国で活動するNGO、地方公共団体、研究・医療機関等が実施する経済・社会開発案件に対し、基層社会の地域住民の福利向上を目的として、各地域を管轄する大使館、総領事館等の在外公館が直接窓口となり迅速かつ的確に資金協力を行う制度として1989年に発足しました。

1 プロジェクトに対し最高でも原則1000万日本円（実績等の一定条件を満たせば5000万円まで供与可能）と比較的小規模な支援であるものの、草の根レベルでの多様なニーズに応じています。中国に対しては、これまで農村・貧困地域における初等教育、医療保健等を重点分野とし、最近では内陸部に多くの資金が向けられています。

② 草の根・人間の安全保障無償資金協力の基本的内容

地方公共団体、NGO、研究・教育機関、医療機関等が実施する以下の分野のプロジェクトに必要な機材、施設、一部活動支援経費について援助資金供与を行います。

¹² 詳しくは日本大使館ホームページをご覧ください。

日本語URL: <http://www.cn.emb-japan.go.jp/jp/1st%20tier/new.htm>

中国語URL: <http://www.cn.emb-japan.go.jp/2nd%20tier/04oda/limin.htm>

農業・林業・水産業、所得創出のための小規模工業、職業訓練・技術指導、教育・研究、医療・保健、地域開発（基礎的インフラ整備）、上下水道・衛生施設、貧困対策、福祉事業環境対策等

③草の根・人間の安全保障無償資金協力実施までのプロセス

ア 申請書の提出

日本国大使館・領事館（瀋陽、上海、広州、重慶）指定の様式により、申請を提出します。申請書に記載する内容は、1 申請団体に関する事（団体名、住所、主要連絡人、組織の概要等）、2 プロジェクトに関する事（名称、所在地、目的、概要、裨益者想定人数、想定効果、予算額、全体予算のうちの申請額の位置付け、所要時間、宣伝効果等）、3 添付資料（組織の活動を示すパンフレット、プロジェクト所在地の地図、建築業者等の見積書）となっています。

イ 大使館・領事館による検討・選定（日本国外務省による承認）

ウ 贈与契約の締結

日本国大使館・領事館と被供与団体の間で贈与契約を締結します。署名式においては、省長、副省長等が列席する場合があります。

エ 調達契約の審査

被供与団体と施工業者等の間で締結される調達契約が適切な内容になっているかについて、日本国大使館・領事館側でチェックを行います。

オ 資金供与

カ 事業実施

キ 中間報告書の提出

ク 最終報告書の提出

第3部 JICAルートの技術協力要請はこうする

第2部ではJICAとはどんな機関か、さらに日本のODA全体の仕組みはどうなっているのかについて紹介しましたが、第3部では、こうした協力を実現するためにはどのように要請手続きを行えばよいか、具体的に見てみます。

第1章 要請の仕組みとポイント

JICAの協力は中国側のニーズに応えることを基本としています。分野によってはなかなかニーズをプロジェクトに具体化することが難しい場合でも、何らかの方法でニーズを具体化することをJICAがお手伝いすることも可能です。こうした中国側のニーズに関し日本側の協力を得て解決したいという考えがある場合は、まず中国側実施機関は中央政府窓口機関（科技部）を通じ、日本側に要請書を提出する必要があります。日本側はこの要請書に基づき協力の可否について検討を開始することになります。

一方、日本側には世界中の開発途上国から多数の要請が提出されます。例えば開発調査というスキームだけでも年間約300～400件の要請があると言われ、この中から新規に優良案件と考えられる数十件が選定されます。

こうした状況の中で、中国側実施機関はどのような点を考慮して要請すれば採択の可能性が高まるのでしょうか？また日本側の立場に立てば、どのような要請を重視しているのでしょうか？以下、案件の内容、時期、具体的な要請書の作成の順でポイントを見てみます。

第1節 JICAの協力実施方針との関係を検討する ～国別事業実施計画と「自助努力」への支援～

要請案件は、まずJICAの協力実施方針に沿った内容であることが求められます。ここでいう協力実施方針には大きく2つのものがあります。一つは「JICA国別事業実施計画」であり、もう一つはJICA協力の基本理念である「自助努力への支援」です。

(1) 要請案件はJICA国別事業実施計画の「開発課題」に合致するか？

JICA国別事業実施計画における重点分野については、第2部第1章第3節で示しました。これは、上位計画である日本政府の「対中経済協力計画」と一致しています。

JICA国別事業実施計画はさらに各重点分野において、「開発課題」を整理しました。これは重点分野の内容をより具体化したものです。従って、要請したい案件が「開発課題」を解決するための「手段」として位置付けられるかを考えてみる必要があります。例えばある地域の水土流出、沙漠化を防止するための技術協力を要望しようとする場合、JICA国別事業実施計画の開発課題に含まれるのでしょうか？水土流出、沙漠化は環境問題であることがわかるので、重点分野

「環境問題等地球規模の問題への対処するための協力」を見ると、開発課題として「生態系の維持・回復」があります。水土流出、沙漠化は「生態系の維持・回復」という開発課題に属すると考えられますので、この要請案件については、JICA国別事業実施計画の開発課題と一応一致していることがわかります。

なお、ボランティア事業及び草の根技術協力は、分野に関わらず「相互理解の増進」に位置付けられます。

(2) 要請案件は既存の協力プログラムに合致するか？

次に、JICA国別事業実施計画は、開発課題を解決するための「協力プログラム」を設定しています。「協力プログラム」はJICAにおいては「共通の目的・対象の下に緩やかに関連づけられて、計画・実施されるプロジェクト（個別案件）群」と定義されており、実施案件は原則として何らかのプログラムに位置付けられる必要があります。したがって、要請したい案件がどの「協力プログラム」に位置付けられるかを考えてみる必要があります。例えば前述の案件の場合、水土流出、沙漠化のために植林や治山等「森林資源の保全・造成」を行っていくプロジェクトが想定されることから、要請案件については、JICA国別事業実施計画のプログラムとも一応一致していることがわかります。

他方、どのプログラムにも一致していない場合も有り得るでしょう。その場合は全く案件実施の可能性が全くないのでしょうか？明らかに既存のプログラムに該当しない場合は速やかな実施は困難ではありますが、そのような場合でも、その開発課題を解決するために極めて効果的なプログラムであれば、JICAは提案を受け、そのプログラム自体を検討することができると考えられます。時代の流れによって、開発課題に対するアプローチが変化したり、新たなアプローチが開発された場合等が十分考えられるでしょう。

以下、現状整理されている開発課題、協力プログラムを示します。

開発課題	協力プログラム
1. 環境問題等地球規模の問題に対処するための協力	
我が国にも直接影響が及ぶ広域的な環境問題への対策	環境管理体制の整備
	サーベランスシステムの整備
	環境保護／修復技術の確立
	日中環境モデル都市構想
	黄砂・酸性雨等への対応
	新たな脅威となる有害化学物質対策
エネルギー関連環境保護対策（地球温暖化対策）	省エネルギー・資源節約
	再生可能エネルギーの開発
生態系の維持・回復	森林資源の保全・造成
	希少生物保護
水資源の持続可能な利用	水資源の管理強化
感染症対策	HIV/AIDS対策
	結核対策
	B型肝炎等重要感染症への対策

2. 改革・開放支援	
ガバナンスの強化（政策・制度整備支援、司法関連人材育成）	財政・金融システム整備への支援
	司法関連人材開発
	中小企業振興
	標準規格・性能評価体制の確立
社会的セーフティーネットの確立（制度構築等への支援）	社会保障制度の整備
世界経済との一体化支援（WTOキャパシティービルディング等）	WTO関連支援
3. 相互理解の増進	
	両国民の直接交流支援
	中国側キーパーソンの対日理解増進
4. 貧困克服のための支援	
地域間経済格差の是正	国土開発計画
	内陸部行政人材開発
	内陸部技術人材開発
貧困緩和のための農村開発	内陸部農業・農村開発
社会的弱者への支援	障害者支援
内陸部の生活環境改善	貧困地域の民生向上
	内陸部医療水準向上
5. 民間活動への支援（民間主体で日中関係が拡大発展するための環境整備）	
6. 多国間協力の推進	
7. その他	円滑な協力事業の推進

（3）中国側負担部分について予算手当等できるか？

技術協力においては、中国側の投入と日本側の投入が相俟って目的を達成することができます。協力形態によって若干の相違はあるものの、中国側の自助努力を日本側が支援することが日本の技術協力の基本的考え方となります。こうした観点から自ずと中国側で予算手当を行うべき事項があります。したがって、中国側実施機関においては、プロジェクト等を実施する場合にこうした予算手当を行うことができるか予め検討しておく必要があります。こうした中国側の実施体制の問題については、事前の調査の段階を通じても引き続き確認されることになります。

以下、参考として技術協力プロジェクト、開発調査、ボランティア派遣において、中国側がどのような予算手当が必要か、概要を示します。

①技術協力プロジェクト

プロジェクトの討議議事録（R/D）においては、日本側があらかじめ合意された専門家派遣、研修員受入、機材の供与等を行うことを規定すると同時に、通常概ね以下の点について中国側の負担としています（免税等の特権免除事項を除く）。

ア 以下の中国人カウンターパート及び事務職員の役務

- ・ 各専門分野のカウンターパート
- ・ 事務職員（秘書、会計等）
- ・ 日本語通訳
- ・ その他プロジェクト実施に必要な人員

イ プロジェクト実施に必要な土地、建物及び附帯施設

ウ JICAから供与する以外で、プロジェクトの実施に必要な機材

エ 日本人専門家の公務出張に関する交通の便宜及びサイトでの移動手段

オ JICAから提供する機材の中国国内における輸送、据付、操作及び維持管理に必要な経費

カ JICAから提供する機材に対し、中国国内で課せられる関税、国内税及びその他の課徴金

キ プロジェクトの実施に必要な運営費

②開発調査

開発調査の実施細則（S/W）においては、日本側が調査実施に必要な調査団派遣に係る費用（旅費、技術費等）、報告書作成経費等を負担することを規定すると同時に、通常概ね以下の点に係る経費について中国側の負担としています（これ以外に各種便宜の供与あり）。

- ア 中国人カウンターパート、事務職員及び作業員
- イ 調査実施にあたって中国側担当機関が分担する業務
- ウ 現地調査に必要な執務スペース、備品等の提供
- エ 現地調査に必要な通訳
- オ 現地調査に必要な中国国内電話
- カ 調査団が持ち込む調査用資機材の中国国内輸送

③ボランティア事業（青年海外協力隊）

1985年12月に締結された「青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文」によれば、日本側は渡航費及び中国における生活手当を負担することを規定すると同時に、通常概ね以下の点について中国側の負担としています（免税等の特権免除事項を除く）。

- ア 任期中の無料診療
- イ 任務を遂行する場所における無料の住居施設

なお、交換公文上は明記されていませんが、隊員の活動形態に応じ必要となってくる経費（例えば配属先の業務のための出張旅費や地域の巡回活動を行う場合はその交通手段の無料提供、活動に必要な施設・機材の提供等）については、隊員派遣前の事前の協議によって中国側の負担としています。

第2節 要請のタイミングを検討する

～要望調査から年間計画策定までのプロセス～

(1) 要望調査とは？

要望調査とは、日本政府が大使館を通じ中国政府に対し、翌財政年度（日本の財政年度は4月開始翌年3月終了）に実施するJICAルート技術協力案件に関し、中国政府としての要望を調査するものです

(2) 要望調査はいつ、どのような方式で行われるか？

要望調査の実施については、毎年5～6月頃、日本側外務省から在中国日本大使館に対し、調査実施の訓令が発出されます。この訓令にある方針、留意事項等を踏まえ、在中国日本大使館から中国政府（科技部）に対し要望調査の実施についての口上書が発出され、提出方法、提出時期等についても伝達されます。これに対し、中国政府（科技部）から在中国日本大使館に対し、調査結果を取り纏めた上で口上書を付して提出されます（なお中国側においては調査結果を「中国側年度計画」と呼んでいます。）

時期については、最近の例では、大使館から日本の外務省に対し8月末まで（ただし、ボランティア事業については随時）に調査結果を送付する必要があるため、日本大使館はそれ以前に科技部に対し提出を求めています。

なお、中国においては技術協力協定が締結されていないため、案件を実施するにあたっては要望調査とは別に、案件毎に口上書交換による国際約束形成が必要となっています（青年海外協力隊を除く。）。

(3) 要請の内容はどのようなルートで検討されるか？

①大使館・JICA事務所における「要請案件調査票」の作成

科技部から日本大使館に提出された要請書については、JICA事務所において所定の「要請案件調査票」の様式で整理されます。「要請案件調査票」においては、案件が中国におけるどの開発課題、協力プログラムに位置付けられるか、案件の要請背景、案件概要（目標、期待される成果、活動、投入、協力期間等）、関連する他の協力（日本、他ドナー）、国際的な開発目標との関係、現地の治安状況等、日本国内で検討するに必要な情報を整理した上で、要請案件に対するコメント案を作成します。

JICA案をもとに大使館・JICA事務所で協議の上、最終的に外交ルートで日本に送付されると同時に、JICA事務所よりJICA本部へ送付されます。

②日本国内における検討作業

外交ルートで送付された要望調査結果については、案件の内容に応じ以下の関係者が検討を行

い、外務省経済協力局技術協力課（開発調査については国別開発協力第一課）にコメントが提出されます。

ア 日本国政府外務省経済協力局各課及び関係省庁

イ JICA本部関係部局

ウ 国際協力銀行（JBIC）

上記コメント及び予算¹³等を総合的に検討した上で、外務省経済協力局技術協力課（開発調査については国別開発協力第一課）・JICAは実施計画案を策定します。

（４） 案件採択の決定と年間計画の通報はどのように行われるか？

実施計画案については、外務省経済協力局等で審議された後、決裁手続きを経て正式に承認されます。なお、この過程において、財務省との協議を行うものもあります（開発調査等）。

上記により正式に決定した実施計画については、通常4月中に大使館を経て中国政府（科技部）に通報されます。科技部はこの通報を受けて、各要請機関に結果を通報します。

（５） 採択案件はどのように実施に移されるか？

中国側に正式通報された内容は日本政府（外務省）よりJICA本部にも通報されます。JICAは通報された実施計画に基づき、それぞれの担当部局が案件開始のための準備を行います。実際に実施されるまでのプロセスは協力形態によって若干異なりますが、概ね以下の段階を経ることになります。

①事前の調査

案件を実施するに際し、プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）を作成したり、適切な専門家、コンサルタント、ボランティア等の選定を行うためにさらに情報が必要となる場合が多くあります。このため、事前に日本から調査団を派遣するか、又はJICA事務所から所員等を派遣して情報収集、実施機関との協議を行います。

②実施機関間の合意文書署名

事前の調査により案件の内容を整理後、案件の規模に応じ、中国側実施機関と日本側実施機関であるJICAの間で合意文書（技術協力プロジェクトについては討議議事録（R/D）、開発調査においては実施細則（S/W）等）を署名します。

③国際約束の形成

②によって、実施機関間で枠組が合意された後、これに応じて外交ルートでの合意、すなわち国際約束の形成のための手続きを行います。

具体的には、技術協力プロジェクトにおいては、実施機関は専門家、研修員、機材のそれぞれ

¹³ 翌年度予算については、12月末頃財務省原案が決定し、3月末までに国会を通過することが多い。

について所定の様式（専門家はA1フォーム、研修員はA2・3フォーム、機材はA4フォーム）に必要事項を記載の上科技部に提出し、科技部は口上書を付し大使館・JICA事務所に提出します。また、開発調査については、S/W署名と同時に、案件実施に関する口上書を交換することになっています。

（6）環境社会配慮ガイドライン

主に技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力のための事前の調査については、JICAは要請検討段階で、環境社会配慮ガイドラインに基づく審査を行い、結果を外務省に提言します。なお、「環境社会配慮が確保できないと判断」された場合は協力事業の中止を提言することもあり得ます。

対象項目は、大気、水、土壌、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全および自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）ならびに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民など社会的に脆弱なグループ、被害や便益の配分や開発プロセスに関わる公平性、ジェンダー、子供の権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症を含みます。

審査基準は以下のカテゴリー分類に従って決められています。

カテゴリ A :

- ・ 環境や社会へ重大で望ましくない影響のある可能性がある。
- ・ 影響が複雑であったり、先例が無く影響の予測が困難。
- ・ 影響が範囲が大きい。
- ・ 影響が不可逆である。
- ・ 相手国政府が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価実施が必要。

カテゴリ B :

- ・ カテゴリ A に比して少ないと考えられる事業。
- ・ 影響がサイトそのものにしか及ばない。
- ・ 不可逆的影響が少なく、通常の方策で対応できると考えられる。

カテゴリ C :

- ・ 環境や社会への望ましくない影響が、最小限かあるいはほとんど無い。

カテゴリ A 及び B に分類された要請案件については、事業概要等を情報公開します。また、審査に関わる情報が不足する場合、現地大使館、JICA事務所などを通じて情報収集し、調査団を派遣する場合があります。プロジェクト形成に関わる現地調査に当たっては、環境社会配慮を担当する団員を調査団に参加させ専門に情報収集、分析、要請機関との協議を行います。

殊に環境社会影響が大きいカテゴリ A については、要請機関と合同で現地ステークホルダー¹⁴との協議を行います。

¹⁴ 事業の影響を受ける個人や団体（非正規居住者を含む）及び現地で活動しているNGOをいう。また「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。（出所：JICA環境社会配慮ガイドライン）

第3節 要請書を作成する

～要請書の審査のポイント～

ここまで述べた通り、提出された要請書は様々な関係者が読み、その内容によって実施するかどうか決定されます。この内容が不十分であったり、日本側が検討に必要な情報が欠けていると不採択になるか、採択までに更に長い時間が必要になったりします。このため要請書が適切に記載されていることは、日中双方にとってメリットがあります。

要請書の具体的な内容は第2章で詳細に説明しますが、ここではまず要請書は日本側においてどのような観点から検討されるのか、そのポイントについて紹介します（但し、ボランティア事業及び草の根技術協力については別の観点から検討されるので、ここでは除外します。）。

(1) 対中国経済協力計画及びJICA国別事業実施計画との関係

第1節で既に説明した通り、まずは対中国経済協力計画およびJICA国別事業実施計画との整合性が審査されます。具体的には要請案件がJICA国別事業実施計画で示されている「重点分野」「開発課題」「協力プログラム」に位置付けられる必要があります。

(2) 中国の国家政策、開発計画との関係

対中国経済協力計画およびJICA国別事業実施計画は、中国政府の国家発展計画を十分踏まえた内容になっていますが、要請案件が中国の国家政策、開発計画において位置付けられている必要があります。従って、要請書において、関係する国家政策、開発計画（国レベル、地域レベル、省レベル等）について明記し、その内容について十分説明をする必要があります。必要に応じ、それらの文書自体を別添すると効果的でしょう。

(3) 開発課題に対する中国側の取組み状況と要請案件との関係

各開発課題については、中国側においても何らかの取組みが行われているのが通常であり、こうした努力を支援し、更に開発課題の解決を促進することが要請案件の目的となるものと想定されます。このような観点から、当該案件の背景となる開発課題に対し、これまで中国側がどのように取り組んできたか、今後どのように取り組もうとしているのか、その中で要請案件はどのような役割を果たすのかについての情報が必要となります。日本側はこうした全体像を踏まえて、要請案件の必要性、緊急性を理解することになります。

(4) 要請案件実施による効果（裨益者の範囲、規模）

言うまでもなく日本のODAは国民の税金から拠出されており公的な性格を帯びていることから、裨益者が特定の限られた範囲であることは好ましくありません。限られた資源を最大限効果的に活用するためには、最小限の協力でできるだけ多くの中国国民に裨益することが望ましいと言えます。また、政策・制度支援的な案件については、どのような政策インパクトがあり、どのように活用されていくのか示されることが望ましいでしょう。

このような観点から、要請案件を実施することによって、どの範囲のどれくらいの人が、どのように裨益するのか、できる限り定量的に示される必要があります。

(5) 案件の目標及び内容の適切さ

各案件について「上位目標」「案件の目標」「成果」が示される必要がありますが、こうした目標設定や期待される効果と、具体的な活動内容、投入が適切である必要があります。案件の目標設定と活動内容、投入のバランスが欠けていたり、目標が非現実的なものである場合は、案件の熟度が低いと判断される恐れがあります。

案件の目標については、達成可能なものであるべきであり、また活動内容、投入についても中国側、日本側予算の適正規模内でバランスのとれたものである必要があります。

(6) 案件の実現性

開発調査に関しては、調査後のプロジェクト実施の可能性について高い注意が払われています。特にフィジビリティースタディー（F/S）を含む案件については、実施機関側が調査後にプロジェクトを実施するための資金目途（財政予算、自己資金、日本の無償資金／円借款、国際機関からの融資等）を有している必要があります。

無償資金、円借款等日本側の他の協力形態を想定している場合は、政府内関係部署、国際協力銀行（JBIC）等ともこうした協力の可能性について協議しつつ、案件の採択を検討することになります。

(7) 中国側実施体制

第1節で述べたように、要請案件実施にあたっては中国側実施機関においても相当の予算措置を行う必要があります。こうした実施体制をとりうるかについて十分検討が行われます。また、案件によっては、中国側の複数の部門に跨って共同で、又は調整しつつ実施する必要があります。このような場合には中国側で十分こうした体制がとれるか否かが吟味されることになります。

(8) 日本又は他のドナーの協力案件との関係

重要な開発課題、地域については、日本の他の形態の協力が実施されている場合があります（例えば生態環境保全案件の場合、プロジェクトサイトで既に過去円借款により植林が行われていたり、サイトの近くに農業分野のボランティアが活動している等）。日本側は協力形態間で有機的な連携を行うことについては積極的である一方、協力が重複したり、非効率な連携になることを避ける必要があるとの観点から、こうした情報については要請書に記載されている必要があります。

また同様に、他のドナー（世銀、アジア開発銀行等の国際機関、カナダ、ドイツ等の二国間援助機関等）が類似の開発課題、又は近隣地域において活動している場合、これらとの関係を整理し、効果的・効率的な協力を行うため、こうした情報も要請書に記載されている必要があります（例えば世銀がA地域で貧困対策プロジェクトを実施している場合、日本はB地域を対象とするか、A地域で世銀と重複しない補完的な協力を行うかを調整します。）。

第2章 要請書はこう書こう

第1章の基本的な考え方を理解した上で、実際に要請書を書いてみましょう。以下、主な協力形態別に申請書の様式とその書き方の要領を示します。なお、前章第2節で紹介したように、中国側から日本側に提出する要請書は以下の2段階となる点に留意が必要です。

なお、それぞれの様式は日本国内の各方面で検討されるため、和文又は英文の翻訳を作成する（又は和文英文で記入する）ことが必要です。

段階	提出書類	備考
要望調査段階	日本政府技術合作申請書 (但しボランティア事業は別の名称)	・ 科技部より口上書を付し大使館・JICAに提出される ・ 和文又は英文の翻訳を必ず添付する必要がある（但し青年海外協力隊は除く）。
案件採択決定後の手続き段階	専門家派遣→A1フォーム 研修員受入→A2・3フォーム 機材供与→A4フォーム (開発調査、青年海外協力隊は特になし)	・ 科技部より口上書を付し大使館・JICAに提出される。 ・ 様式は英文であるが、記入は和文又は英文で行う（中国語は不可）

第1節 技術協力プロジェクト

(1) 日本政府技術合作申請書（技術協力プロジェクト）の書き方

実施機関（要請機関）がプロジェクトの構想をA4紙5～10枚程度に纏めたものを上部機関等の承認を得て科技部に提出し、審査を受けます。

要請書の雛型は様式集1の通りですが、必要に応じさらに項目を追加しても差し支えありません。雛型の各項目に関する解説は以下の通りです。

- 一. 要請日期：記入日を記載
- 二. 要請機関：要請責任機関を記載（例；〇〇省人民政府、△△部××司）
- 三. プロジェクト名称：プロジェクトの名称を記載（例；〇〇人材育成センタープロジェクト）
- 四. 実施機関：実施機関の名称を記載（例；〇〇省△△庁××研究センター）
- 五. プロジェクトの背景：以下の4点を中心に、要請するに至った背景について記載する。
 - ア プロジェクト分野の現状がどうなっているか？
 - イ 当該分野において、政府はどのような政策や計画があるか？
 - ウ 同分野において解決すべき課題は何か？
 - エ その課題を解決するために、現在既にどのような活動が展開されているか？
- 六. プロジェクト概要：各項目に沿って、プロジェクトの内容について記載する。
 - (一) 総体目標：プロジェクト終了数年後に発現すると考えられる長期的な開発効果について記載する。プロジェクトは、総体目標を達成するために貢献することになる。
 - (二) プロジェクト目標：プロジェクト終了までに達成される目標について記載する。可能な限り具体的な数字により達成目標を示すことが望ましい。
 - (三) 成果：プロジェクト目標を達成するために行われる活動により実現される指標について記載する。

(四) プロジェクト活動内容：プロジェクトの成果を実現するために必要な活動を記載する。

(五) 中国政府の投入：プロジェクト実施のために中国側が投入する、例えば以下の予定の内容を記載する。

- ① カウンターパート（日本側専門家に対応する中国側技術者）
- ② 事務員、通訳等の補助人員（プロジェクト運営に必要な人員）
- ③ 事務所の設置
- ④ 運営経費
- ⑤ 車両等交通手段他

(六) 日本政府の投入：プロジェクト実施のために日本側が投入することを要望する、例えば以下の内容を記載する。

- ① 日本人専門家（人数、指導科目、専門家の経歴等）
- ② 研修コース（訪日研修、中国国内での研修内容）
- ③ シンポジウム（テーマ、参加者の対象、講師等）
- ④ 機材（主要な機材の内容、数量、調達に必要な金額の概算）

七. プロジェクト執行期間：プロジェクト実施を希望する期間を記入する。プロジェクト目標を達成するためになぜその期間が必要か記載することが望ましい。

八. 実施機関：プロジェクトを実施する機関の機構、人員、予算等機関の基本的な説明を記載する。可能な限り、機関を紹介するパンフレットを添付することが望ましい。

九. 関係活動：要請するプロジェクトにおいて、中国政府、その他の援助国、国際機関、民間団体（NGO）等がどのような活動を行っているか、できるだけ詳細に記入する。プロジェクトが採択された場合、JICAはこうした活動と協調した活動を検討することになる。

十二. 受益者：プロジェクトを実施することにより、直接又は間接的に利益を受ける人口を記載する。例えば、ある都市の病院に対する協力を行う場合、直接的には年間の病院利用者が直接の受益者となり、医療水準の向上による感染の危険の減少、病気の回復による経済的負担軽減等により当該地域住民が間接的な受益者となる。

十三. 治安状況：専門家の安全を確保するために事前に日本側が承知しておくべき、現地の治安状況の概況について記載する。特にテロ活動や、外国人が標的になる犯罪等が発生している場合は、その旨必ず記載する。

十四. その他：上記に該当しない内容で、特にプロジェクト実施に関連する特記事項があれば記載する。

(2) 案件採択後の国際約束形成のための要請書の書き方

案件採択の通報がなされ、プロジェクト実施に関する実施機関間の合意文書（R/D）による合意を形成後、この合意に基づいて、専門家派遣、研修員受入、機材供与について国際約束を形成するため、それぞれ個別に要請書を提出する必要があります（第2部第2章第2節参照）。このための

様式が専門家派遣についてはA1フォーム、研修員受入についてはA2・3フォーム、機材供与についてはA4フォームです。実施機関はこれら様式に必要事項を記入し、上部機関の承認等必要な国内手続きを経て科技部に提出します。科技部は口上書を付して日本大使館・JICAに提出します。これに対する日本側の回答が大使館から科技部に口上書により行われ、こうした口上書の交換により日中間の国際約束の形成が行われています。

それぞれの様式は様式集6、7、8の通りです。また様式の各項目の解説は以下の通りです。

①専門家派遣 (A1フォーム)

【表題】空欄には、国名「中華人民共和国 (The People's Republic of China)」と専門家の分野 (指導科目) を記入する。

① 背景情報：要望調査段階で提出したプロジェクト要請書「五. プロジェクトの背景」の内容、及び実施機関間の合意文書 (R/D) の存在について記入する。

② 職位：

(a) 職位名：プロジェクトにおける担当を示す (例；首席顧問、業務調整専門家、造林専門家)。

(b) 専門家の任務：専門家の業務内容について記入する。必要に応じ、合意文書 (R/D) との関係を示す。

(c) 専門家の責任機関：専門家が技術協力を行うことについて責任を負っている機関を記入する。通常は配属機関、又は関係機関。必要に応じ、合意文書 (R/D) との関係を示す。

(d) 専門家に求められる資格、経験と年齢制限：必要があれば記入する。特になければ記入しない。

(e) 専門家の人数：要請する専門家の人数を記入する。専門家の担当分野が異なる場合、A1フォームは専門家の担当分野毎に作成する必要がある。

3. 継続プロジェクトの場合の専門家のC/P等：過去から継続している場合は、当該専門家のC/Pとなる中国側人員の名前、職位等について記入する。

4. 条件：

(a) 期間：派遣要請期間を記入する。長期専門家の場合、最長で2年間 (24ヶ月) とし、その後は実施機関の合意文書 (R/D) に基づき、後任派遣又は延長等について協議することとしている。この場合日本側で予定している専門家の都合もあるので、事前にJICA事務所を通じ調整することが望ましい。短期専門家の場合は、必要な月数又は日数を記入する。

(b) 執務場所：専門家が実際に執務を行う機関とその所在する場所について記入する。

(c) 住居の提供：外国人が長期滞在できる条件の整った公寓又はホテルが存在する場合、専門家の住居手当はJICAが負担するので、この項については空欄で可。外国人が居住できるホテル等が存在しない場合は、事前にJICA事務所に相談の上、記入すること。

- (d) 任地以外で業務する場合の手当：専門家の出張等における旅費はJICAが負担するので、この欄も空欄で可。
- (e) 国内出張旅費と車両の提供：専門家が技術協力活動上必要な国内公務出張や市内を移動する場合の車両の提供に関し、その条件を記入する。なお、実施機関の合意文書（R/D）等で取り決めがある場合はこれを記入する（例；日本人専門家の公務出張に対し、その市内交通費は中国側が負担する）。
- (f) 休暇：専門家は配属機関の承認を得て、JICAの規定に基づく休暇一時帰国や健康管理のための休暇を年間1回程度取得することになるので、この欄は空欄で可。
- (g) 専門家の医療に係る費用は専門家の自己負担となるので、この欄は空欄で可。
- (h) 海外からの送金に対する税金その他の課徴金の免除：必ず「Yes」又は「免除される」と記入する。
- (i) (i) 供与機材の輸入及び専門家の身回品に関する係る関税その他の課徴金の免除：必ず「Yes」又は「免除される」と記入する。
(ii) 私用車両に係る輸入関税の免除：現在のところ、免税特権が確保されていないので、中国政府と別途の合意が得られるまでこの欄は空欄で可。
- (j) 公務中に発生した損害に対する免責：必ず「Yes」又は「免除される」と記入する。 専門家は、配属機関の業務の一環として活動を行っているため、その活動中に発生した事故等に関連する専門家に対する請求については、中国側がこれに責任を負う。なお、実施機関の合意文書（R/D）には以下の通り記載されているので、これを引用しても差し支えない。

「中国政府は、日本人専門家の中国内における当該計画の技術協力の遂行に起因し、又はその遂行中に、もしくはその遂行に関連して日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意又は重大な過失による場合を除き、その請求に対する全責任を負う。」
- (k) 専門家の着任時期：希望する着任時期を記入する。
- (l) その他情報：専門家の各種条件についてその他の特記事項があれば記入する。

5. 職位を満了するためのこれまでの経緯：当該専門家の職位を満了するために、これまでに国連等他の機関へ申請や接触をしている場合は、その内容をそれぞれ記入する。

- (a) 申請の提出先、日時：
- (b) 交渉の結果又は現状：
- (c) プロジェクトに関連する過去の専門家の活動、報告書の有無：

6. 連絡先：本申請に関する連絡先の住所、担当者等を記入する。

【署名欄】 空欄には、申請責任機関の然るべき責任者（通常司長または副司長クラス以上）が署名し、国名「中華人民共和国（The People's Republic of China）」を記入する。

②研修員受入 (A2・3フォーム) ¹⁵

【表題】空欄には、国名「中華人民共和国 (The People's Republic of China)」と研修コース(科目)を記入する。

*以下、項目に沿って個人情報等を記入する。ポイントは次の通り。

<PART A>*研修員本人が記入

- 1 名前：英文名（ピンイン）に加え、漢字名も付記する。
- 4 生年月日：パスポート記載の生年月日と合致していることがビザ発給時の本人確認の条件となるので、西暦（陰暦ではなく）で正確に記入する。
- 12 職歴：
 - 3) 所属機関の業務：所属機関の主たる職責について、研修との関係がわかるよう記述する。
 - 4) 自己の職務：現状の自己の職務に関し、研修との関連がわかるよう記述する。
 - 5) 研修の自己の職務への貢献：研修の成果が自己の職務にどのように活用されるのか、できるだけ具体的に記述する。

13 語学レベル

英語については、「聴力」「会話力」「筆記・読解力」の3つの角度から、自己の語学レベルを4つのレベルで評価し記載するが、それぞれのレベルについては、概ね以下の基準を参考とする。

・ 「excellent」－Non-Nativeとして十分なコミュニケーションができる

自己の経験の範囲内では、専門外の分野の話題に対しても十分な理解とふさわしい表現ができる。Native-Speakerの域には一步隔たりがあるとは言え、語彙・文法・構文のいずれも正確に把握し、流暢に駆使する能力を持っている。

TOEIC860以上、TOEFL600以上相当

・ 「good」－どんな状況でも適切なコミュニケーションができる

通常会話は完全に理解でき、応答も速い。話題が特定分野にわたっても対応できる力を持っている。業務上の大きな支障はない。文法・構文上の誤りが見受けられる場合があるが意思疎通を妨げるほどではない。

TOEIC730以上、TOEFL550以上相当

・ 「fair」－日常会話のニーズを満たし、限定された範囲では業務上のコミュニケーションができる

通常会話であれば、要点を理解し、応答にも支障はない。基本的な文法・構文については身に付いており、表現力の不足はあっても、とにかく自己の意思を伝える語彙を持っている。

TOEIC500以上、TOEFL480以上相当

・ 「poor」－通常会話で最低限のコミュニケーションができる

ゆっくり話してもらるか、繰り返しや言い換えをしてもらえば簡単な会話は理解でき

15 2006年5月から新たなフォームに切り替わる予定です。新フォームについてはJICA中国事務所または中日技術合作事務中心項目弁公室に問い合わせして下さい。なお、当面移行期間の間は、旧フォームで作成された申請書も新フォームと並行して受理可能です。

る。身近な話題であれば応答も可能である。語彙・文法・構文とも不十分なところは多いが、相手が特別の配慮をしてくれる場合は、意思疎通を図ることができる。

TOEIC500未満、TOEFL480未満相当

14 確認事項

以下の研修の条件について理解し、確認した上で、同意する場合は署名する。

- ・ 家族を同行しない。
- ・ 研修コースに関し両国政府によって定められた指示を実行し条件に従う
- ・ 研修コースに従い、研修施設の規則を遵守する
- ・ 政治的活動、又は利益を得るためのいかなる形態での就業も行わない
- ・ 指示された研修進捗報告書又は評価質問表を提出する
- ・ 研修終了時点で自国へ帰国する
- ・ 研修において適切な進捗がない場合、又は体調不良を含む他の十分な理由があると日本政府が認める場合は、研修を中止する

<PART B> *研修員の所属する部門の長が記入

1 研修終了後の研修員に期待する業務：

所属機関としての立場から、研修員帰国後、どのような業務を研修員が行うことを期待するか、記述する。

2 研修コースが機関にもたらす貢献：

所属機関としての立場から、研修員の研修成果が、機関に対しどのような利益をもたらし、組織に貢献するか、できるだけ具体的に記述する。

3 集団コース以外の研修員のみ以下を記入する（集団コースの場合は研修内容、期間等があらかじめ定まっているので記入の必要はない。）。

- 1) 研修に必要な具体的な科目分野
- 2) 研修プログラムに含まれるべき特に重要な科目
- 3) 研修期間
- 4) 研修員が現在の職位を離れる前に要求される通知

<PART C> *研修員の所属する機関を所管する政府機関が記入

研修員が所属する機関を所管する政府機関（地方政府を含む）が公的にA23フォームの内容を確認し、正式に申請することを承認する。署名者は、国際協力担当の然るべき責任者（中央政府においては司長または副司長相当クラス、地方政府においては副庁長相当クラス、やむを得ない場合でも処長以上）とする。

<病歴と健康診断>

他の項目と同様、項目に応じ、正確に記入する。虚偽の申告があってはならない。

③機材供与（A4フォーム）

【表題】空欄には、国名「中華人民共和国（The People's Republic of China）」と専門家の分野（指導科目）を記入する。

注意事項として、以下の点が示されているので、そのような条件が確保できるか確認した上で記入する必要がある。

- (1) この様式は、求められる技術援助の性質について適切な理解を得るために必要な関連情報及びデータを提供することを促進するため、協力国の一般的ガイダンスのために考案されたものである。このフォームを注意深く記入することは照会のための後戻りを回避し、迅速な行動に導くものである。
- (2) 必要とされる数のA4フォームのコピーは、要請国政府の適当な外国援助部門の承認を経て、適当なチャンネルで関連援助国政府へ提出されなければならない。
- (3) 日本政府から供与される機材は、日本大使館を通じ要請国政府が船積み書類を受領した時点で、要請国政府の財産となる。機材はC.I.Fベースで供与されるため、受け取り国政府は以下の2点について対応することが求められる。
 - (a) 機材に関し課せられる関税、内国税その他類似の課徴金
 - (b) 機材の輸送、据付、運転及び維持管理に必要な費用

1 背景情報：

技術協力プロジェクトの場合は、要望調査段階で提出したプロジェクト要請書「五. プロジェクトの背景」の内容、及び実施機関間の合意文書（R/D）の存在について記入する。それ以外の個別案件の場合は、機材の必要とされる背景について記述する。

2 機材の内容：

要請する機材の内容について、目的別に機材の名称、必要な機能、大体の価格見積等を記入する。内容が多い場合は、別紙にとりまとめ、添付する。

3 他の援助機関等への要請状況

同要請が他国政府または国際機関等に要請されているか、要請されている場合はその結果について記入する。

4 現地代表との協議状況：

供与国に現地の代表（大使館等）がある場合、これまでの協議の経緯とその結果、現況について記入する。

5 細目の提供：

- (a) 荷受人：船積書類の宛先となる荷受人の住所、機関名、氏名等を記入する。
- (b) 書類の受け取り及び照会先担当者：事務担当者の住所、機関・部署名、氏名等を記入する。
- (c) 陸揚げ港における通関業者：（省略可）

6 関連する専門家等

機材は技術協力の一環として活用されることが通常であることから、関連の専門家等の活動について記入する。技術協力プロジェクトの場合は、案件名を記入する。

7 関連する研修又は研究機関

機材が研修又は研究機関向けの場合に記入するが、現在このようなケースは稀であり、省略可。

8 連絡先：本申請に関する連絡先の住所、担当者等を記入する。

【署名欄】空欄には、申請責任機関の然るべき責任者（通常司長または副司長クラス以上）が署名し、国名「中華人民共和国（The People's Republic of China）」を記入する。

第2節 技術協力個別案件

(1) 「日本政府技術合作申請書（個別案件）」の書き方

第1節で示した「技術協力プロジェクト」は、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を組合せてプロジェクト目標を達成するために実施されますが、他方、例外的にこうしたプロジェクトの形態を取らず、それぞれ単独的に実施することが適当な協力があります。こうした案件をここでは「技術協力個別案件」と称します。「技術協力個別案件」についても、実施機関（要請機関）が案件の内容を纏めた要請書を上部機関等の承認を得て科技部に提出します。

①専門家派遣

要請書（個別案件・専門家招請）の雛型は様式集2の通りですが、必要に応じさらに項目を追加しても差し支えありません。雛型の各項目に関する解説は以下の通りです。

- 一. 要請日期：記入日を記載
- 二. 要請機関：要請責任部門を記載（例；〇〇省人民政府、△△部××司）
- 三. 実施機関：実施機関の名称を記載（例；〇〇省△△庁××研究センター）
- 四. 要請する専門家：各項目に沿って必要な内容を記入する。留意事項は以下の通り。
 - ア C/Pとは、専門家の協力の具体的対象となる中国側の人員を示す。
 - イ 「新、続区分」については、継続については現在赴任中のJICA専門家がいればその専門家名を記入し、現在赴任中の専門家の任期を延長する場合もその専門家名を記入する。
 - ウ 同一部門に、他のJICA専門家、青年海外協力隊員（志願者）、他援助機関の専門家等がいる場合は、それらについて記入する。
 - エ 専門家の着任後の執務環境について、特に執務空間、公用車両の有無について記入する。技術協力を実施するために必要な執務空間と活動内容に応じて必要な車両の準備状況については、日本側の派遣検討の参考となる。
- 五. 要請背景：技術協力が必要な課題の現状、当該課題に対する政府及び実施機関の取り組みの状況、国家政策・計画との関係等を分かりやすく記入する（技術協力プロジェクトにおける「プロジェクトの背景」を参照）。
- 六. 想定される効果：技術協力によりどのような改善が想定されるのか、期待するのか、そ

の効果の内容について記入する。

- 七. 活動内容：専門家の活動内容について、具体的に記入する（主な活動項目を箇条書きにした上で、活動の内容を具体的に記入する。）。
- 八. 専門家の資格要件：必要があれば記入する。特になければ記入しない。
- 九. 使用言語：専門家が活動するためには、カウンターパート等の日常的に意思疎通することが極めて重要であり、使用言語とカウンターパートの外国語能力を把握することが重要である。各項目に沿って、配属機関におけるカウンターパート等の語学の状況について、客観的に事実を記入する。
- 十. その他必要な経験と能力：専門家の活動分野によって、特別な経験や能力を必要とする場合、記入する。
- 十一. リクルート上の留意点：日本側が専門家を人選するにあたってその他留意すべき事項があれば記入する。
- 十二. 生活環境：特に大都市以外の地域に配属される専門家の場合には、基本的な生活環境について把握する必要があるので、項目に沿って記入する他留意すべき事項があれば「その他」の欄に記入する。

②研修員受入

要請書（個別案件・研修）の雛型は様式集3の通りですが、必要に応じさらに項目を追加しても差し支えありません。雛型の各項目に関する解説は以下の通りです。

【カテゴリー】本様式は、「技術協力個別案件・研修員」の他、「長期研修員」「技術協力プロジェクトを構成する研修員（注；技術協力プロジェクトを構成する一部分として研修コースを要望する場合、技術協力プロジェクト要請書の別添資料として使用）」としても共用するので、どのカテゴリーに該当するか印を付ける。

- 一. 要請日期：記入日を記載
- 二. 要請機関：要請責任部門を記載（例；〇〇省人民政府、△△部××司）
- 三. 実施機関：実施機関の名称を記載（例；〇〇省△△庁××研究センター）
- 四. 要請背景：技術協力が必要な課題の現状、当該課題に対する政府及び実施機関の取り組みの状況、国家政策・計画との関係等を分かりやすく記入する（技術協力プロジェクトにおける「プロジェクトの背景」を参照）。
- 五. 研修科目：研修科目名について記入する（例；国土開発計画、障害者福祉行政）。
- 六. 実施時期：実施時期について、特に要望があれば記入する（特に具体的な要望がなければ、年度だけ記入し、その他は空欄でも可。）。
- 七. 使用言語：研修において使用する言語について記入する。研修対象者の状況から、中国語への通訳が必要である場合は「中国語のみ」、英語による研修でも可能な場合は「英語の使用も可」を選択し、必要あれば状況について補足の説明を加える。
- 八. 本研修に求める成果：
 - (1) 研修の対象者：誰に対する研修か、対象となる層、機関、職務等を説明する（例；中央政府又は省級地方政府において、障害者福祉行政を担当している処長又は副処長クラス）。

- (2) 対象者が職務を行う上での課題：何が職務上の課題になっているか、その課題について説明する（例；新たに中央政府が策定した「農村障害者扶貧開発計画」に基づき、農村部の障害者福祉に関する制度づくりを進める必要がある。）
- (3) 対象者の現在の水準：課題に対し、研修対象者が現在の程度の水準にあるか説明する（例；「農村障害者扶貧開発計画」の通知に際し、中国政府として通知を徹底させるための全国的な研修を実施したが、一般的な内容であり、具体的な制度づくりを行うための経験と知識が不足している。）。
- (4) 対象者の到達目標：JICAの研修によって、何ができるようになってほしいか説明する（例；日本における障害者福祉行政や他の途上国の障害者福祉行政の状況を理解し、これらを参考にして、中国の国情にあった農村障害者福祉に関する制度の企画立案ができるようになる。）。
- (5) 研修の具体的な内容：目標を達成するために、具体的にどのような研修内容が考えられるか、要請機関としての初歩的な案なりとも記入する。実際に行う場合は、この案を踏まえて検討されることになる。なお、既に日本との交流等により想定できる日本での研修先がある場合は、その機関の情報、及びこれまでの調整状況を記入する。
- (5)・2 補足情報：希望する視察先、想定される研修先の担当者、本研修に関連する情報を提供できる日本側担当者等、参考となる情報があれば記入する（なければ空欄で可）。
- (6) 研修員人数：希望する研修員の人数を記入する。なお、技術協力プロジェクトであらかじめプログラム化されていない個別案件については、ごく限られた人数（原則として1名）となるので、現実的な人数を記入することが望ましい。
- (7) 実施回数：同様の研修を継続的に複数の年度に渡って実施することを希望する場合（「技術協力プロジェクトを構成する研修員」の場合が想定される）は、どの年度まで何回程度行いたいのか初歩的な計画を記入する。
- (8) 応募要領（G.I.）による応募勧奨の必要性：中国内の各単位から幅広く研修員を募集する形態の研修については、研修内容、応募条件等を明記した応募要領（G.I.）を日本側で作成し科技部を通じ関係機関に応募勧奨しているが、このような形態が必要かどうか記入する。

九. 長期研修員について：以下は、長期研修員の категорияに入る案件についてのみ記入する。

- (1) 研修対象者所属機関とJICAの関係：過去又は現在において、JICAプロジェクトの実施等の関係がある等、その関係について記入する。
- (2) 研修終了後に期待される処遇：長期研修により学位を取得し帰国後、研修員はどのような職務、職位が期待されているのか、人事計画について記入する。
- (3) 研修候補者情報：想定される候補者がいれば、その情報を項目に沿って記入する。
- (4) 受入候補大学情報：受入大学の候補があれば、その情報を項目に沿って記入する。
- (5) 候補者の選考プロセス：候補者を選考するまでのプロセスについて、基本的考え方、実際の方法等について記入する。

③機材供与

要請書の様式は特にありません。第1節(2)③で示したA4フォームに必要事項を記入して提出します。記入方法についても第1節(2)③と同じです。但し、国際機関との連携等要請の背景について詳細に記入してください。

(2) 案件採択後の国際約束形成のための要請書の書き方

第1節の技術協力プロジェクトで示した、専門家派遣のA1フォーム、研修員受入のA2・3フォーム、機材供与のA4フォームと同様の要領でそれぞれ作成します。

第3節 開発調査

実施機関（要請機関）が調査の構想を纏めたものを上部機関等の承認を得て科技部に提出します。

「日本政府技術合作要請書（開発調査）」の雛型は様式集4の通りですが、必要に応じさらに項目を追加しても差し支えありません（必要な項目が網羅されていれば、形式や構成にはこだわりません）。雛型の各項目に必要な説明が付してあるので、ここではその他の留意事項のみ示します。

一. 項目概要：

(六) プロジェクトの資金源・援助資金：開発調査終了後は、開発調査の対象となった具体的なプロジェクトを実施することになるが、プロジェクト実施の際の資金源について中国側が一定の目途を有していることが望ましい。この場合の資金源には、中国政府の財政資金、国家開発銀行等の融資等国内での資金調達その他、日本政府による円借款・無償資金協力、国際金融機関（世銀、アジア開発銀行等）による融資、二国間援助機関による援助等がある。またプロジェクトによっては技術協力による援助もある。

二. 本調査の参考状況：

(1) 調査の必要性和妥当性：調査を行うにあたって、現在又は過去において類似の調査が行われているか、行われている場合、今回要請する調査との相違点は何かを明らかにする。日本の開発調査は、調査の過程で必要な技術移転を行っており、その成果を活用して、中国側自身により開発調査を行われていくことが望ましい。従って、過去協力を行った分野の調査については優先度が低くなるので、要請案件には日本の技術協力が有意義と認められる新しい内容が含まれている必要がある。

(2) 日本政府の技術協力を必要とする理由：現在様々な援助機関が多様な協力を行っているところ、その中で特に日本への協力を要請する理由が明らかなものについては検討が行いやすい。

(8) プロジェクト実施の可能性及び資金源：調査結果を活用したプロジェクトの実施の可能性とその際の資金源について、一.(六)を踏まえつつ記入する。

三. 調査の便宜及び情報の提供

(3) 調査地域における治安情報：開発調査については事業形態上辺境地区での活動も想定される

ところ、調査対象地区の治安状況について、特に治安悪化が懸念される地区について情報を記入する。

四. グローバルイシュー：環境、ジェンダー、貧困等グローバルイシューとの関連が考えられる案件について日本側は重視しているので、関連情報を記入する。

なお、開発調査については、日本政府で案件採択決定後、JICAと実施機関が協議し実施細則（S/W）が締結され、これに合わせて科技部と日本大使館の間で口上書が交換されます。これに関して、特に実施機関側から要請を上げる必要はありません。

第4節 研修員受入（集団研修）

集団研修コースの参加者として、中国側で人選された研修員は、募集要項（G.I）で示された締め切り日までに、科技部を通じてJICA中国事務所にA2・3フォームを提出する必要があります。

A2・3フォームの記入方法は第1節の技術協力プロジェクトで示したA2・3フォームと同様です。

第5節 研修員受入（長期研修）

要望調査の段階においては、「個別型」の場合は第2章第2節で示した研修員関係の様式（様式集3）を使用し、科技部へ要望を提出します。「グループ型」については、科技部が代表して日本側に要望を提出します。

案件が採択された場合、正式に候補者の手続きに入ります。長期研修は実質的に日本の大学への留学であるので、人選された長期研修員候補者は、締め切り日までに、科技部を通じてJICA中国事務所にA2・3フォーム及び日本の大学等が定めた要領に従い受験書類を提出する必要があります

第6節 ボランティア事業

(1) 青年海外協力隊（長期および短期）

配属機関（要請機関）が要請内容を纏めたものを各地方政府の科技庁（局）を通じ科技部に提出します。

要請書は様式集5の「日本青年海外協力隊招請フォーム」を使用します。様式の各項目に関する主な留意事項は以下の通りです。

2. 希望派遣時期：隊員の派遣時期は、訓練の関係から7月、12月、4月の3期となる。訓練期間を含め、要請を提出してから着任まで約1年間を要する。
9. 配属機関の概況：配属機関の業務概要、人員構成、所有する機材設備等、状況が客観的に把握できるよう全体概況を記入する。
10. 要請隊員の専門に関する配属機関での状況：隊員の専門技術が配属機関においてどのような位置付けになるのか、なぜその専門分野が重要で隊員を要請する必要があったのか等記入する。

11. 隊員要請の目的と計画：隊員はどのような目的でどのような計画で協力を行うのかを記入する。
12. 業務における隊員の地位：隊員は配属機関のどの部署でどのような中国側職員と仕事をし、どのような役割が期待されているのかについて記入する。
13. 隊員の具体的な業務内容：上記を踏まえて、隊員は具体的にどのような活動を行うのか列挙する。
15. 隊員が活動において使用できる機材の名称、型版、設備等：配属機関が所有し、隊員が活動で使用することになる機材について、具体的に記入する。隊員はこれらの情報を参考に活動の準備を行うことになる。
16. カウンターパートの状況：隊員の活動のカウンターパートとなる中国側人員について、基本的情報を記入する。
19. 住居の提供：隊員の住居は中国側の負担で用意する必要がある。ただし、隊員の活動は現地の人と同じ生活水準で暮らすことを原則としているので、配属先の職員の方と同じ宿舎で差し支えない（ただしトイレ、シャワー等最低限の設備については確保が必要。）。

(2) シニア海外ボランティア（長期および短期）

シニア海外ボランティアについては、科技部との協議の結果、当面専門家に準じた手続きを行うこととしています。従って、第2節技術協力個別案件の専門家派遣で示した手続きと同様に行いますが、要請書（様式集2）の項目「13. その他」に「シニア海外ボランティア派遣を申請」と明記して下さい。

第7節 草の根技術協力

(1) 地域提案型

日本側はJICAの地方機関を通じ、日本の地方自治体の候補案件を整理し、中国側の要望との擦り合わせを行います。したがって、中国側地方政府は、日本側地方政府の動きと連動して、科技部への要請手続きを以下のように行う必要があります。

ア 協力内容の調整・確認

本協力形態は友好都市関係を基礎に実施されるケースが多いですが、どのような内容の協力を行おうと希望しているのか、まずは地方政府同士で十分調整し、確認する必要があります。十分な連絡がないままにどちらか一方のみが手続きを進めても、案件採択までに至らないことが考えられます。

イ 要請書の作成と科技部への提出

地方政府は、日本側の地方政府との調整の結果について、その内容を要請書にまとめ科

技部に提出します。通常、友好都市に関しては地方政府の外事弁公室が所管している場合が多いですが、JICA協力については地方政府科学技術庁（局）→国家科技部国際合作司のルートでの申請となる点留意する必要があります。また、同時に日本の地方自治体からもJICAの国内機関に対して要請が出される必要があります。なお、中国側申請機関が申請（様式9）を作成する際、日本側の地方政府がJICAに提出する書面を参考にすることが出来ます。

様式の各項目への記入要領は以下のとおりです。

- 二. 中国側地方政府：省、自治区、市等、実施機関が所在する地方政府名を記入する（例：北京市人民政府、四川省成都市人民政府）。
- 三. 中国側実施機関：実際に協力を行う機関名を記入する（例：北京市環境保護局、成都市水道局）。また住所、連絡人等を記入する。
- 四. 日本側地方政府：日本側の地方自治体名を記入する（例：東京都、北海道）。
- 五. 日本側実施機関：実際に協力を行う機関名を記入する（東京都庁水道局、北海道庁道路局）。また、記入可能な範囲で、日本側実施機関の情報を記入する。
- 六. 過去の関連事業：前年度までにJICAを通じて協力を行っている場合についてのみ記入する。
- 七. 背景・経緯：協力を要望するに至った背景、経緯について記入する。友好都市関係、交流関係と、要望する国際協力との関係、これまでの実績等に関し必ず記述すること。
- 八. 事業目標及び成果：協力を得て実施される目標と期待される成果について記入する。
- 九. 全体計画：協力事業の全体計画について記入する。複数年度にまたがって協力が計画される場合は、各年度毎の専門家、研修員の人数、内容等も記入する。（本プロジェクトの最長実施期間は3年以内です）。
- 十. 200×年度研修員計画：対象となる年度における研修員計画について記入する。
- 十一. 200×年度専門家計画：対象となる年度における専門家計画について記入する。

（2）草の根協力（支援型及びパートナー型）

ア 協力内容の調整・確認

本協力形態は、日本側のNGO等提案団体がプロポーザルを提出することが前提となりますので、中国側は協力関係のある日本側のNGO等と事前に十分調整し、協力内容について確認する必要があります。

イ 科技部への要請書提出

プロジェクトを実施したい中国側NGO等関連機関は日本NGO団体と十分調整を行ったうえで、申請書（様式10）を地方科学技術庁（局）を通じて科技部に提出します。科技部は提出された申請書を検討し承認します。一方JICA中国事務所は日本側NGOからJICA国内機関に提出された申請書に対し、科技部にからコメントを求め、また実施する場合は科技部と合意書を交わすこととなります。

申請書の書き方は地域提案型と基本的に同じです。